

# あんしん Life

経営に役立つ情報とあんしん財団からのお知らせをお届けします。

4  
April

2023  
Vol.607

誌面P5

JAPAN HERITAGE  
日本遺産  
を巡る



「明治貴族が描いた未来  
～那須野が原開拓浪漫譚～」  
の動画がご覧いただけます

※動画は予告なく終了する場合があります



御亭山緑地公園より、かつて大規模な開拓が行われた那須野が原の田園風景を望む。(栃木県大田原市)



## 2023年10月の導入で何が変わる？

# 備えておきたいインボイス制度 前編

連載

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「『読む』『つながる』『問う』力でチャンスをつかむ」

立教大学名誉教授・経済学者 山口義行さん

**NEW** 社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継  
「なぜ、いま『事業承継』が問題となっているのか」



「経営」を守る・支える

あんしん財団

広報誌

# 備えておきたいインボイス制度 前編

2023年10月のインボイス制度開始が間近に迫ってきました。インボイス発行事業者への登録はお済みでしょうか。インボイス制度が導入されることで何が変わり、どのように対応すべきか。あらためて制度の概要をおさらいしながら、開始までに準備しておくべきことや注意すべきポイントを解説します。

## ？ インボイス制度とは

インボイス制度とは、適格請求書（インボイス）を用いた複数税率に対応する消費税の仕入税額控除の方式で、2023年10月1日より導入されます。

消費税は、売上げの消費税額から、仕入れなどで支払った分の消費税額を差し引いて（仕入税額控除）納税することが原則です（図2）。現在は、売上げや仕入れにかかる税額を記した帳簿とその請求書を保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができます。しかし、制度導入後は、適格請求書（インボイス）発行事業者が発行したイン

ボイスによる取引でなければ、仕入税額控除の適用を受けられなくなります。なお、事業者がインボイスを発行するためには、税務署への登録申請が必要です。

売手は、買手から求められた時は、インボイスを交付し、その写しを保存しておく必要があります。また原則として、買手も売手から交付を受けたインボイスを保存する必要があります（図1）。インボイス登録をしていない事業者と取引する場合はインボイスが発行されないため仕入税額控除ができず、買手の納付税額の負担が大きくなります\*。

\*その場合の対応については次号でお伝えします。

図1 インボイス制度の概要

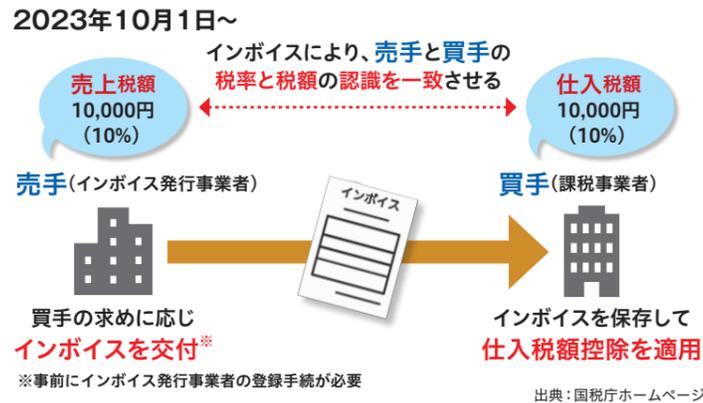
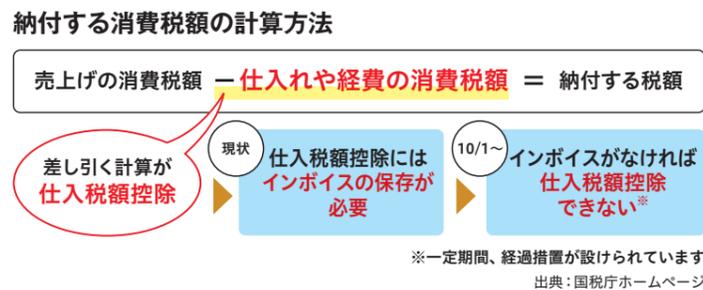


図2 仕入税額控除とは



### インボイス制度導入の背景とは

消費税の申告や計算は非常に手間がかかることもあり、基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者は消費税の申告・納税については免除されています。そのため、消費者が免税事業者を支払った消費税が国庫に入らず、免税事業者の手元に残る、いわゆる「益税」が発生し、以前から問題視されていました。さらに消費税率が導入時の3%から、8%、10%と引き上げられたことで、課税事業者と免税事業者の間の不公平感が大きくなっていると考えられます。その改善のために導入されるのがインボイス制度です。

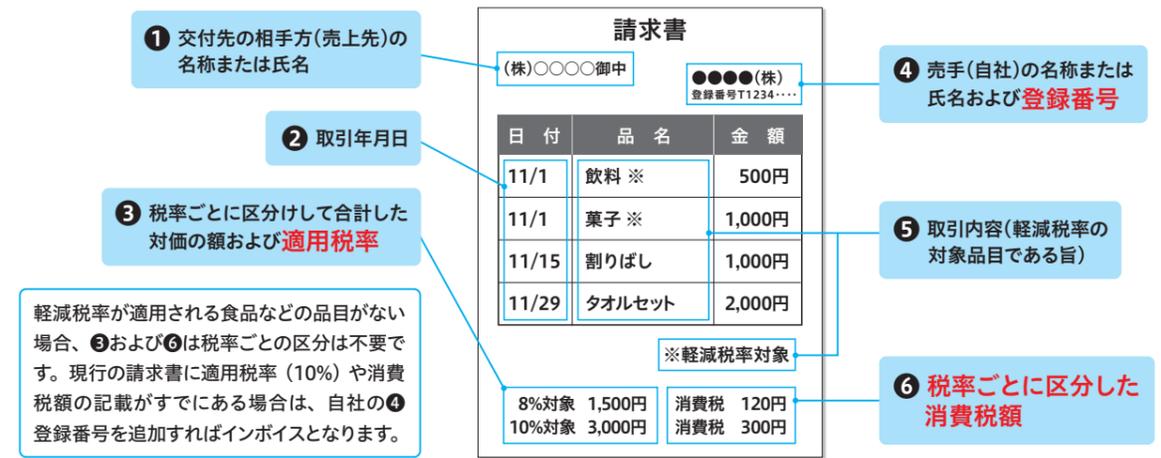
## 📄 インボイス発行事業者になったら

### ① 発行書類について確認しよう

インボイスの目的は、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えることです。よって、新たにインボイスという書類を作成する必要はなく、現行の区分記載請求書に、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」など、不足する項目を追加するイメージです。様式は定められておらず、手書きであっても、下(①～⑥)の必要な記載事項を満たしたものであれば、請求書に限らずイ

ンボイスとなります(例：納品書、領収書、レシート、仕入明細書など)。また書面に代えて、電子データで交付することも可能です。記録事項は書面と同様で、電子メール、インターネットサイト、記録用媒体等で提供することができます。なお、現在、売先先に交付しているすべての書類をインボイスにする必要はありません。どの書類をインボイスとするか、売先とも相談しながら準備を進めましょう。

[インボイスの記載例]



### ② 取引先と交付方法等について確認しよう

インボイス発行事業者になるにあたって、あらためて取引ごとにどのような書類を交付しているのかを整理し、確認しておきましょう。また、現在交付している書類等をどう見直せばインボイスになるか、自社の売上げと紐づいているかどうかを確認し、システムの改修等も含めて、制度開始までに準備を整えておきましょう。

売先に対しては、自社がインボイス発行事業者の登録を受けた旨だけでなく、何をインボイスとするか、その交付方法はどうかなど、早めに認識を共有しておくことが円滑な準備につながります。このように制度開始に向けて体制を整えていることを伝えることは、継続的な取引関係のある売先の安心にもつながります。

#### ここも忘れずにチェック!

#### 国税庁のサイトで自社が登録されているか確認を

自社がインボイス発行事業者として登録されているかは、国税庁が公開している「適格請求書発行事業者公表サイト」(<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp>)で確認できます。13桁の法人番号(法人マイナンバー)を有する課税事業者は、「T」(ローマ字)+法人番号が登録番号となります。登録を税理士にまかせている場合も、自社が登録されているか一度確認を。取引先の登録番号も同サイトで定期的に確認しましょう。

#### 監修 芳賀保則氏

税理士・中小企業診断士・M&Aシニアエキスパート。代表を務める「税理士法人ハガックス」は東京に2拠点(渋谷・秋葉原)、認定経営革新等支援機関。税理士4名・中小企業診断士2名・スタッフ20名在籍。ホームページよりZoomで30分無料相談もしている。



次号(後編)は、取引先がインボイス登録をしていない場合の対応など、実務のポイントについてQ&Aで解説します。



2 FOCUS

2023年10月の導入で何が変わる?

備えておきたいインボイス制度 前編

5 日本遺産を巡る

第23回 明治貴族が描いた未来 ~那須野が原開拓浪漫譚~



8 NEW 社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継

Vol.1 なぜ、いま「事業承継」が問題となっているのか

10 各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント

Vol.22 『読む』『つながる』『問う』力でチャンスをつかむ! 立教大学名誉教授・経済学者 山口義行さん



14 創業者列伝

第6回 「日本のウイスキーの父」 ニッカウヰスキー株式会社 竹鶴政孝

15 健康資産を増やしましょう

Vol.19 自分に合った枕で上質な睡眠を!

財団からのお知らせ

- 保険加入・変更・会費 ケガの補償 補助金 その他 使用者賠償責任保険 あんしん財団 WELBOX

- 16 契約内容(登録内容)に変更はありませんか?
18 契約内容セルフチェックシートで更新後の契約内容をご確認ください
19 「要介護認定」を受けられた方は減員手続きが必要です
19 24時間土日・祝日も! ホームページから変更手続き書類の請求ができます
20 ケガの補償(事業総合傷害保険)
22 保険金の請求方法
24 保険金のご請求はホームページがかんたん・便利です!
24 保険金の請求方法を動画でご覧いただけます
25 職場の環境改善のための補助金制度 申請年度の切り替えについて
26 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて
28 職場の環境改善のための補助金制度は対象となる条件等を変更しました
29 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ
29 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について
30 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて
31 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法
32 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問
33 未加入従業員さまのご加入のおすすめ
34 使用者賠償責任保険制度 2023年4月1日改定のご案内
36 あんしん財団WELBOX サービスのご案内・登録方法

- 38 あんしん財団のホームページをご活用ください
39 広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法 編集後記/次号予告

広報誌を動画と音声でお楽しみください

「日本遺産を巡る」「各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント」の誌面の中にある下記のマークの二次元コードをスマートフォン等で読み込んでください



記事に関する動画をご覧ください



記事をAIが読み上げます

※ご利用のスマートフォンやタブレットの機種によっては二次元コードを読み取るアプリをダウンロードする必要があります。
※ご利用のスマートフォンやタブレットの機種、設定環境によってはご利用いただけない場合があります。
※動画・音声は予告なく終了する場合があります。

広報誌「あんしんLife」はWEBでもご覧いただけます。 閲覧方法は39ページをご覧ください。

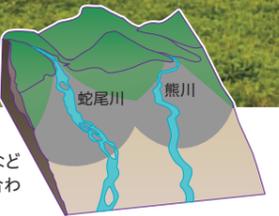
[内容に関するお断りとお知らせ] 本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所・連絡先・料金・営業時間などは、予告なく変更される場合があります。また、情報は細心の注意を払って掲載していますが、その記事および内容の正確性を保証するものではありません。どのような場合・理由によらず、本誌の情報を利用したために被った損害に対しては、当法人は一切の責任を負いません。料金(価格)、所要時間なども目安としてご覧いただけますようお願い申し上げます。また、本誌に掲載されている記事、写真、イラストなどは著作権法で認められた私的な使用や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的なメディアに複製、転載することはできません。本文中の商標および製品・サービス名称は各社の商標または登録商標です。本文中では、TM、®マークなどは明記していません。

日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。今回は、明治維新により資本主義発展と文明開花の気運が高まる中、西洋の貴族への憧れを胸に、栃木県北部に位置する原野「那須野が原」の開拓に挑んだ貴族たちの姿に迫ります。



水の無い大地に息吹を与えた 明治貴族たちの挑戦の軌跡

1 千本松牧場 1893年(明治26年)に松方正義が開設した農場で、最盛期は1,587haまで拡大。現在は観光農場として栄え、約800haにおよぶ敷地は当時の面影を色濃く残している。



複合扇状地・那須野が原 山から蛇尾川と熊川が運んだ土砂などの堆積物が扇状に広がり、それが合わさり、広大な平野を形成している。

人の住めない不毛の原野を開拓

明治時代(1868年~)は、西洋文化が一気に日本に広まり、国全体が近代化を夢見て発展を渴望した時代でした。政府は西洋列強に対抗するため、殖産興業政策のもと、栃木県北部に位置する本州最大級の原野「那須野が原」に注目しました。那須野が原は、川の上流から運ばれてきた土砂が積もってできた扇状地が複数合わさった、複合扇状地です。扇状地の中央部は砂や石ころが厚く堆積し、その真ん中を縦断する蛇尾川・熊川は、大雨の時以外は水が地下に浸透してしまう涸れ川でし

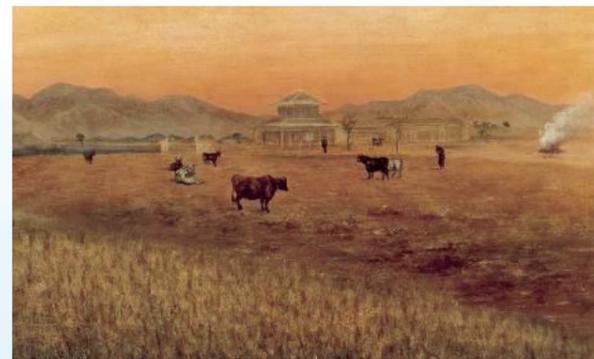
た。そのため、この土地は広大で平坦な地形であるにもかかわらず農業には向かず、牛馬の飼料にするまぐさを取るなどの用途にしか利用できませんでした。その荒地を農地として活用すべく、開墾が始まりました。しかし、このやせた土地では開墾のために各地から集まってきた人々の飲み水さえ賄えません。そこで名士たちが政府に掛け合い、1882年(明治15年)に飲用水路を、続いて農業用水を得るために那須野が原の東を流れる那珂川から水を引き、那須疏水が開かれました。

# 私財を投じて開拓を推し進め、西洋式大規模農場の経営に挑んだ明治貴族たち

## 開拓の原動力は西洋貴族への憧れ

那須疏水の開通以前、那須野が原では、まず県営の牧場が開かれ、続いて地元の名士たち、さらに首都東京から近いこともあり、華族(明治時代の貴族階級の人々)も相次いで農場経営に乗り出します。農業主の中には明治維新や政府の中核にいた人物も多く、彼らはかつて欧州などの渡航先で見た、広い土地を所有して牧畜を含む西洋式の農場経営に憧れた者もあり、私財を投じて開墾と植林、牧畜に挑みました。そして自らの農場内に近代建築の粋を集めた洋風の別邸を建て、そこを拠点に農場の経営に当たりました。

その代表格が、明治政府で大蔵大臣や総理大臣を歴任した松方正義が1893年(明治26年)に開設した千本松農場です。松方は広大な土地で当時の日本にはなかったトラクターなどの西洋農具を用いた、西洋式の大規模農場経営をし、農場の総面積は最盛期には1,587ha(東京ドーム約340個分)に達するほどでした。しかし、華族たちにとって原野の開墾は経営的に厳しく、明治時代の終わり頃には次第に行き詰まり、ほとんどが解散したり、小作人に譲渡されたりしていきます。



### 2 那須野が原博物館収蔵資料

19世紀の洋画家・高橋由一「鑿道八景」の中の1枚。農場主・三島通庸(栃木県令・子爵)が作画を依頼したもので、当時の那須野が原の牧場の原風景を伝えている。1885年(明治18年)作。



●当時の農場風景  
千本松農場のトラクター(1931年・昭和6年頃)。



●当時の農場風景  
大山農場の牛と牧夫と家畜舎(昭和前期)。

取材協力・写真・動画提供/那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会、那須野が原博物館

## 明治貴族たちの夢は酪農王国へと成長

戦後、那須地域の開拓は、敗戦によって日本に帰国した引揚者の生活と食料不足解消のために、国策として実施されるようになります。やがて牧畜の主流は乳牛となり、技術革新による生産性の向上で規模も徐々に拡大していき、大酪農地帯へと成長を遂げました。いまでは、那須野が原が位置する栃木県北部だけで、乳牛の飼養戸数・頭数ともに県内の6割強を占めています。

時を経ても、この地に連なる牧場や各所に点在する別邸は、かつて華族たちが抱いた西洋文化への憧れと、新国家建設への情熱とを静かに語りかけています。

## 荒涼たる原野に農場を開き、まちを造り、西洋文化を取り入れた明治貴族たち



●移住する人たちを呼び込むまちを整備  
有力な華族たちは開拓地に鉄道を引き、国道を通し、さらにまちも造り上げていった。いち早く那須野が原に農場を創設した三島通庸が行った都市計画の跡は、現在も碁盤の目のように整備された三島地区の区画として残っている。

### 3 那須ワイン

ブドウ栽培にも早くから着手し、1884年(明治17年)にワインの醸造まで行うワイナリーが誕生したといい、農場主たちの食卓を彩った。



原野の開拓に挑んだ華族たちの軌跡をお楽しみいただけます。

### 日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を構成する文化財

- |  |  |   |  |  |
|--|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■旧青木家那須別邸 5</li> <li>■大山別邸 6</li> <li>■松方別邸 4</li> <li>■山縣有朋記念館</li> <li>■旧塩原御用邸新御座所</li> <li>■乃木希典那須野旧宅</li> <li>■矢板武旧宅</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■山田農場事務所跡(山田資料館)</li> <li>■三島農場事務所跡(那須野が原博物館)</li> <li>■那須野が原博物館 収蔵資料 2</li> <li>■山縣農場</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■西郷神社</li> <li>■大山参道</li> <li>■烏ヶ森の丘</li> <li>■平田東助の墓</li> <li>■御亭山緑地公園 表紙</li> <li>■那須野が原公園(県北大規模公園)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■蛇尾川</li> <li>■那須疏水旧取水施設</li> <li>■那須基線(観象台)</li> <li>■旧黒田原駅舎瓦</li> <li>■謝恩碑</li> <li>■「拓魂」碑</li> <li>■「開拓」碑</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■大田原市歴史民俗資料館 収蔵資料</li> <li>■大田原市大野放牧場</li> <li>■那須町共同利用模範牧場</li> <li>■千本松牧場 1</li> <li>■南ヶ丘牧場</li> <li>■那須ワイン 3</li> <li>■矢板のリンゴ</li> </ul> |
|--|--|---|--|--|

※2023年1月19日時点の構成文化財。  
※番号が付いている文化財は、本誌に写真付きの説明があります。 ※番号が付いていないすべての文化財は、右の二次元コードよりご覧いただけます。



### 4 松方別邸

松方正義が1903年(明治36年)、自身が所有する千本松農場地内に建てた洋館別荘。南面に全面ガラス張りのサンルームが設けられている。1階は石造りで正面を大谷石で飾り、まるで石造建築を思わせる重厚さを漂わせている。



大きな窓がある食堂。壁際の暖炉には地元栃木県の大谷石が使われている。  
※外観のみ見学可能



### 5 旧青木家那須別邸

青木周蔵(子爵・外務大臣)が、1888年(明治21年)に建てた洋風別邸。青木はドイツ公使を長く務め、「ドイツ通」で知られた。設計はドイツ建築を日本に持ち込んだ建築家・松ヶ崎萬長が手掛け、外壁に薄い板状の建築材を鱗状に貼っているのが特徴。



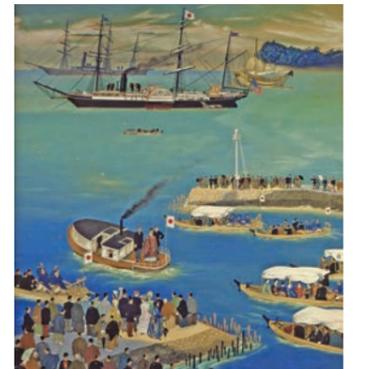
### 6 大山別邸(洋館)

明治末期に大山巖(公爵・元帥)が大山農場内に建てた洋館。農場内で製造された赤レンガを用いている。レンガ造りのアーチを施した外観が印象的。

## もう一つのストーリー

### 明治貴族たちの浪漫の原点

明治貴族たちが西洋式の農場経営に乗り出すきっかけとなったのが、1871年(明治4年)の「岩倉大使欧米派遣」です。新政府の要人の多くが参加し、これからの日本を豊かな国に導くために2年にわたり、欧州11カ国を渡航。風土気候にはじまり、都市の景観や政治制度、産業経済、風俗、宗教、財政、軍事などを視察しました。その報告書である『米欧回覧実記』によると、農業の観察に費やされた時間も長く、欧州の農地の多くが少数の貴族による荘園であることを知り、そのような農場経営に憧れを抱いたといわれています。



『岩倉大使欧米派遣』(山口蓬春) 聖徳記念絵画館所蔵

日本遺産とは  
WHAT'S JAPAN HERITAGE?

日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史的ストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待されています。 <https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/>



# 社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継

事業を継続するための考え方と実務についてお伝えします



10回の連載でご紹介します

4月号

Vol.1  
なぜ、いま「事業承継」が問題となっているのか

5月号

Vol.2  
「経営権の承継」で経営理念、思いを引き継ぐ

6月号

Vol.3  
後継者を育てることも社長の仕事

7・8月号

Vol.4  
事業承継選択肢のどれを選ぶか&事例紹介

9月

Vol.5  
事業承継の10年計画スケジュール

10月

Vol.6  
【事例紹介】第三者承継

11月

Vol.7  
財産権の承継は経営を支えるもう一つの柱

12月

Vol.8  
現社長が高齢の場合の財産権承継

2月

Vol.9  
現社長が65歳未満の場合の財産権承継

3月

Vol.10  
事業承継で伝えておきたいこと

※内容は変更になる場合があります。

バックナンバーは「あんしんLife」のWEB版からご覧いただけます



閲覧にはユーザー名とパスワードが必要です

ユーザー名   
パスワード

監修 飯島彰仁氏



株式会社古田土経営代表取締役社長。2018年に200名以上の会計事務所を親族外で承継。自らが事業承継経験者であることを生かしながら延べ300社以上の中小企業経営者への事業承継指導実績を持つ。相談者の状況に合わせて多角的な視点で診断し、総合的に最適なアドバイスができる点を生かして、現在も月20社以上の事業承継を支援している。

地域の経済や雇用を支えてきた日本の中小企業。それがいま危機にさらされています。経営者の高齢化が進む一方で、後継者が見つからず、たとえ事業が黒字でも廃業を余儀なくされる例が増えているのです。中小企業が持つ価値ある経営資源を次世代に承継していくためには何をすべきなのか。1年間にわたりお伝えします。

## Vol.1 なぜ、いま「事業承継」が問題となっているのか

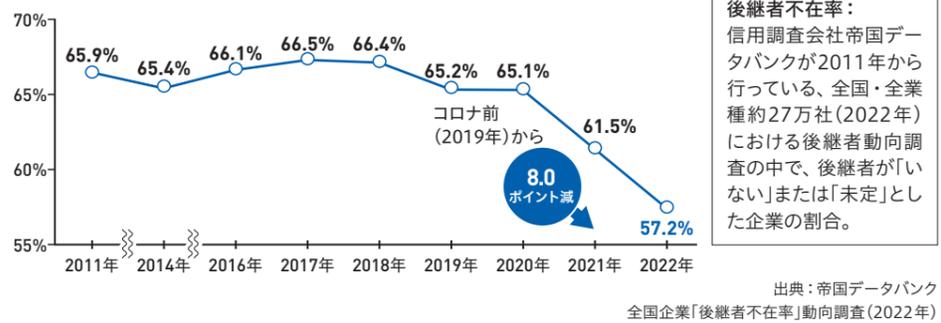
### 6割近くの企業で後継者が「いない」

調査会社・東京商工リサーチの調べによれば、2022年の企業の休廃業・解散件数は4万9,625件。過去2番目の高水準です。増加の背景の一つとして経営者の高齢化があり、今後、コロナ禍による業績悪化の影響が出てくれば、事業継続を断念する事例もさらに増えてきそうです。もちろん、経営者が高齢でも後を任せられる後継者がいて、事業承継がスムーズに行われれば問題はありません。しかし、この十数年問題になっているのは、経営者が期待を寄せる後継者がなかなかいないという現実です。全国の企業の「後継者不在率」動向調査によれば、

後継者が「いない」または「未定」とした企業は改善傾向にはあるものの実に57.2%に上ります(図1)。

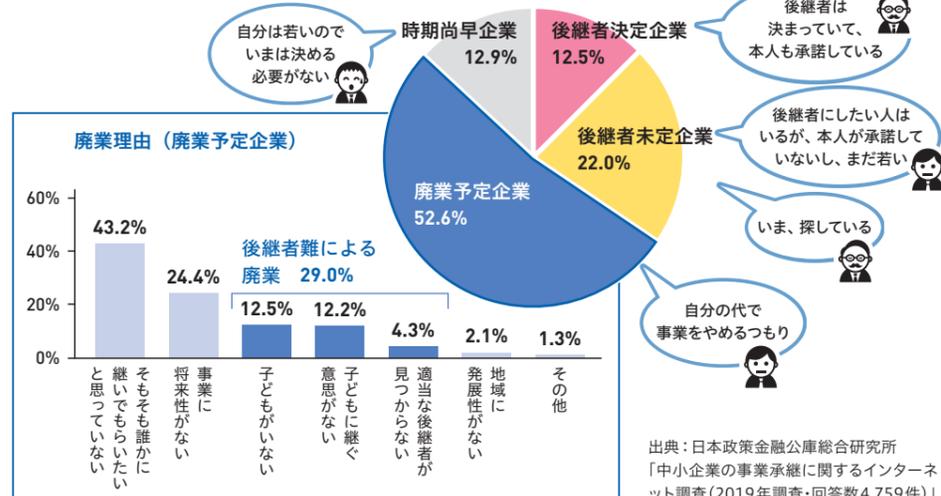
一方、中小企業にスポットを当ててみると後継者が決定している企業はわずか12.5%となっており、しかも全体の約半数の企業は廃業を予定していると回答(図2)。そのうち約3割が後継者難を廃業の理由としています。このように会社が存続できるにもかかわらず、廃業を選択せざるを得ない事態を中小企業も重く見ており、相談窓口を全国に開設するほか、補助金や税負担軽減措置などを講じています。

図1 後継者不在率推移



後継者不在率：信用調査会社帝国データバンクが2011年から行っている、全国・全業種約27万社(2022年)における後継者動向調査の中で、後継者が「いない」または「未定」とした企業の割合。

図2 中小企業の後継者に関する決定状況



## コロナ禍で事業承継に向き合う企業が増加

後継者難による廃業が大きな問題となる中、コロナ禍を機に後継者不在率については変化が見られています。最新の情報では、企業全体の後継者不在率は改善傾向にあり、コロナ前からは8.0ポイント、2021年の61.5%からも4.3ポイント低下し、5年連続で不在率が低下しています。また、調査を開始した2011年以降、初めて60%を下回りました(図1)。

近年、事業承継をしたいというニーズは急激に増加していますが、コロナ禍でこの流れがますます加速しています。以前から課題としてあったものが、コロナ禍で「このタイミングでやらなければ」と浮かび上がってきたともいえます。その中で地域の金融機関や公的な事業承継の相談窓口が全国に普及したことも、後継者問題の解決・改善に寄与したと考えられます。

## 多様化する事業承継の形態

このような中、事業承継の形態も多様化しています。従来は子どもや親族に継がせる親族内承継が一般的でしたが、近年は親族外の第三者への承継が増加しています(図3)。具体的には自社社員の「内部昇格」や外部の人材を迎え入れる「外部招聘」、M&A(買収・合併)などによる第三者への譲渡を活用するケースです。中でも最近増えているのが中小企業によるM&Aで、近年、中小企業M&A仲介上場3社や国が運営する「事業承継・引継ぎ支援センター」で扱った成約件数も年々増加傾向にあります(図4)。

事業承継の形態の選択肢が広がる一方、これらはそれぞれにメリットもあればデメリットもあるため、自社に合った形態をじっくり探す必要があるといえます。

また、後継者への事業承継の移行期間について、3年以上かかったという企業が5割を超えています(図5)。例えば、親族内承継や従業員承継においては、後継者候補を選定し、経営に必要な能力を身に付けさせるための一定の期間が必要です。5年先、10年先を考えながら計画を立て、動き出すことが大切です。そのために後継者選定をできるだけ早期に開始すべきことはいまでもありません。

今回は中小企業が置かれている事業承継の現状についてお伝えしました。次号からは、実際に事業承継を行うための具体的な考え方や実務についてお伝えしていきます。



図3 就任経緯別 推移(先代経営者と現経営者との関係性)

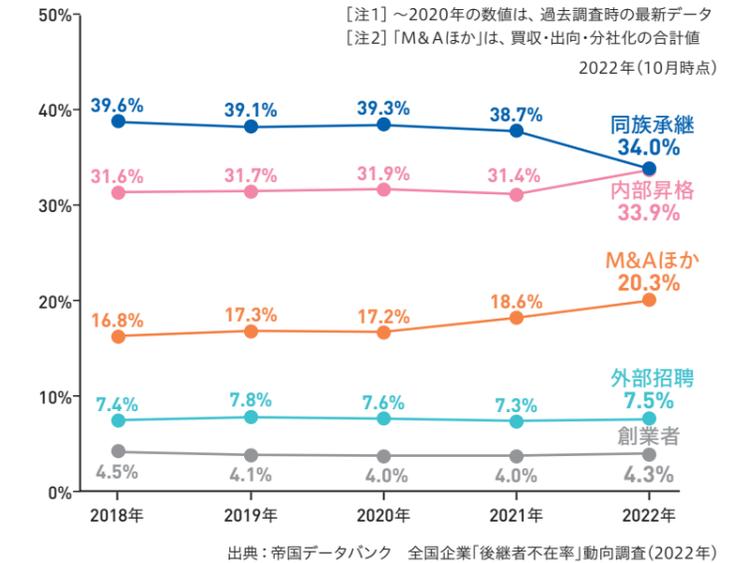


図4 中小企業のM&A実施状況

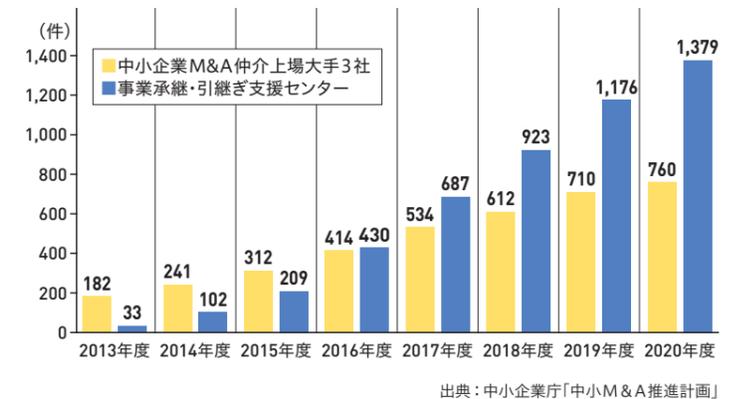
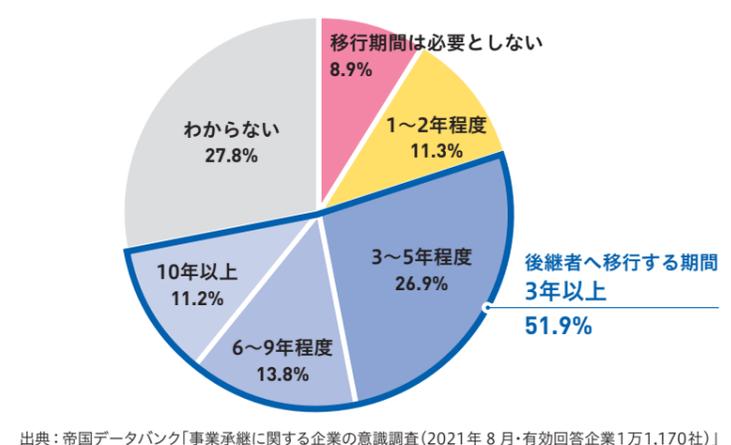


図5 事業承継する際に、後継者への移行にかかる期間



# 経営のヒント

各界のスペシャリストに学ぶ

撮影・赤城耕一

Vol.22  
「読む」「つながる」  
「問う」力で  
チャンスをつかむ

経済学者として学生に教える傍ら、中小企業をサポートするネットワークを立ち上げた山口義行氏。  
中小企業経営者にはあふれる経済情報の中から何をキャッチし、誰とつながり、どのようにビジネスチャンスのありかを問い続けるのか。豊富な事例をもとにお話いただきました。



interview with

立教大学名誉教授・経済学者  
**山口義行**さん

Vol.22

## 「読む」「つながる」 「問う」力で チャンスをつかむ



### 時代の流れや 景気の先行きを「読む」ためには 勉強と議論が不可欠

先が見えない現代は、中小企業経営者が過去の体験から経営上の課題を解決しようとしてもうまくいきません。中小企業経営者にとって未来は未体験のゾーン。よって経営者自身が未来がどうなるかを論理的に考え、時代と向き合うために、マクロな経済情報とかかわる機会をつくらなければならない。そう考えて、2008年に中小企業サポートネットワーク「スモールサン」を立ち上げました。現在、このネットワークには1,600名ほどの中小企業経営者が加盟しています。経営者自身が運営にかかわる勉強会などを催しており、そうした活動を通して、私はこれからの時代の経営者にとって重要なのは「3つの力」だといひ続けてきました。その1つが「読む力」。時代の流れ、景気の先行きを読む力です。新聞やテレビの解説を嚙呑みにするのではなく、中小企業の経営という現場の視点に立って経済を読み解く力が必要です。

スモールサンでは毎月ニュースレターを発行していますが、2021年12月号では、企業物価指数が40年ぶりに前年比9%以上の上昇となったことを取り上げ、これは一時的な現象ではないと指摘しました。2022年2月に始まったウクライナ戦争の影響でエネルギー価格が高騰する前のことです。物価上昇の背景にあるのは、地球規模での環境問題です。化石燃料からの脱却という大きなトレンドの中で、今後、石油、天然ガスなどのエネルギー供給は減り、それに伴って電気料金も上がる。電気を大量に使う非鉄金属も上

昇します。それらが原材料全般の上昇につながり、消費者物価に転嫁されるようになる。そう予測して、「9%という数字はデフレがインフレに転化する潮目」と勉強会などで話したところ、皆さん半信半疑だったのですが、3ヵ月後にはそのとおりになりました。

どんな情報をキャッチして、それにどう対応していくか。これは少し本を読めばわかるというものではありません。必要なのは経営者自身の「読む力」、つまり知的な感性です。感性を磨くためには、経営者自身が勉強を積み重ね、議論することが欠かせません。

### 同業者だけでなく 異業種とも「つながる力」で 新しい価値を生み出す

次に、中小企業の経営で大切なのは「つながる力」です。三重県松阪市に保冷剤を専門にしている化学メーカーがあります。そこでは2年前、研究開発ラボを立ち上げました。そのラボがユニークなのは、日本全国の技術者とコラボレーションして研究開発を進めていること。大企業に勤める人が副業の一環として共同研究をしているのです。例えば医療現場で働く人が、保冷剤の医療における活用を提案する。あるいは海外事業の経験がある人が、海外展開についてアドバイスする。そういう人たちへの給料は、時給換算で支払うのだそうです。「最初はこんな中小企業に大企業勤務の人が協力してくれるのか不安だった」といいますが、蓋を開けてみたら、一緒にやりたいという人が次々に現れた。大企業の中では実現できないやりがいを感じたからでしょう。ラボからはどんど



音声  
読上げ  
記事はAIが読み上げます。  
※音声は予告なく終了する場合があります。

ん新製品が生まれ、売上げも立っているそうです。

また、京都のアルミの試作品に特化したメーカーは以前、大手自動車メーカーからの仕事がほとんどでした。かつては大企業との大口の取引があれば安泰でしたが、いまの時代には1社依存はリスクです。ある時、社長は取引先の多角化を決断。京都の中小製造業には世界トップクラスの企業と取引している企業がいくつもあります。そうした会社と横につながり、それぞれが得意分野で講師役となって、ともに技術を高めていく。大企業から注文がきたら、仲間の企業に声をかけて一緒に開発する。つまり「下請け」ではなく「横請け」です。これにより1社依存率は15%まで下がり、大手傘下のピラミッドから脱却できました。

いまの時代、「中小企業だからできない」という制約はどんどん取り払われています。ITを活用すればどこにいても仕事ができるし、打合せもオンラインでできます。中小企業にとって悩みの種だった人材採用も、何も正規採用する必要はないのです。労働市場はますますオープン化していて、副業したい人はたくさんいますし、人材マッチングサイトもあります。それらを上手に活用して人のネットワークを広げ、同業者だけでなく異業種の人ともつながることで、中小企業も新しい価値を生み出すことができるのです。

少し話を変えましょう。アフリカのサバンナをイメージしてください。水飲み場にはさまざまな動物がやって来ます。そんな中、シマウマ(中小企業)がライオン(大企業)に真正面から出くわしたら食われてしまいま

すが、水を飲まないわけにはいかない。どうするかというと、シマウマはライオンを見つけたら、相手との距離を常に測っているというのです。ライオンが飛びかかってきたとしても、すぐに察知して逃げれば捕まらない距離を保っている。つまり、そういう鋭敏な感覚、いわば情報収集能力ですね。これを駆使することで弱肉強食の世界を生き抜くことができる。

日本の中小企業の多くは、これまでは大企業の傘の下に安住して仕事と利益を確保してきました。けれども、それはいつか動物園で飼い慣らされた動物のようなもの。野生動物は自分で自分の身を守らなければいけません。大企業もいま自分のことで精一杯で、下請けの中小企業の面倒まで見てられない時代となりました。中小企業経営者は本来、自分の力で生き抜く覚悟を持っている人たちだと思います。本来の野性の感覚や生存本能を取り戻し、自らの情報収集能力を発揮して、マーケットに直に取り組む必要があると思います。

**最後に重要なのは「問う力」  
一人のお客さまのための試行錯誤が  
広大な市場を呼び寄せる**

一人のお客さまのためにやったことが、結果として大きなマーケットの発見につながることもあります。例えば、とあるケーキ屋さんが糖尿病の子どものために糖質オフのケーキをつくった。とても喜んでくれた

**“大企業の動物園を抜け出し  
野生動物になろう”**

**Yoshiyuki Yamaguchi**

●やまぐち・よしゆき

1951年愛知県生まれ。立教大学名誉教授、経済学者。中小企業サポートネットワーク「スモールサン」主宰。中小企業の視点からのマクロ経済分析には定評がある。NHK「クローズアップ現代」など多数の番組でコメンテーターを務めるほか、中小企業庁政策審議会委員、外務省参与、関東経済産業局事業評価委員として中小企業間の連携や海外展開の支援にかかわる。著書に『社長の経済学』『山口義行の“ホントの”経済』など。

ので、ネットで紹介したところ、全国から注文が殺到したといいます。糖質制限をしている人の中に、「ケーキを食べたい」という潜在的なニーズがあったのです。あるいは、介護施設の経営者から「高齢者がよく転ぶ」と聞き、施設専用の室内シューズを開発した靴メーカーの話。高齢者がどんな歩き方をしているかを徹底的に調べ、つま先が上を向いていて転びにくい靴をつくり、ヒット商品となりました。大企業はこんなニッチなマーケットや商品は初めから狙いません。中小企業だからこそできることです。

そこでは、前例にとられることなく、いま誰がどう困っているのか、自分はそのために何ができるのかを「問う力」が必要です。私が好きな言葉に「SMALLの中にALLがある」というものがあります。英語の「SMALL」のスペル(つづり)の中には「ALL」が含まれていますよね。つまり、一人のお客さま(SMALL)の心の中のニーズから、大きなニーズ(ALL)が見えてくるという意味です。目の前のこの人のために何かをしたい、何かを伝えたい、そんな小さなニーズに真剣に向き合い、自分に問うことで、道が開けることがあります。そこでは、全部一人でやろうとするのではなく、IT、自動化、コラボレーションなど、時代の条件を上手く活用しながら他者の力を借りることが大切です。

日本の中小企業は野性の勘を取り戻し、「読む」「つながる」「問う」という3つの力を磨いて、自ら行動しなければなりません。中小企業経営者にとって、いまの時代はチャンスにあふれていると思います。



山口義行さんの

**ひらめきの瞬間  
5つの質問**

山口さんの「ひらめきの瞬間」の詳細を動画でご覧いただけます

**Q アイデアがひらめくのはどんな時ですか？**

ドイツの哲学者ヘーゲルの「大論理学」のような難しい本を読みながらあれこれ考えている時に、必ずしもそれとは連結しない内容のアイデアがふと浮かびます。

**Q 初対面の人と話す時、何に気を付けていますか？**

その人がどういうことに関心があるかを考え、その関心に一番近いところから会話を始めます。そして自分のいいことにつなげていくようにしています。

**Q 重要な決断の基準になるのは？**

悩んだ時には無理矢理決めず、なるべく保留しておきます。時間が経つにしたがって、結論はどちらかに傾き始めます。それを待っているという感じです。

**Q オンとオフの切りかえはどうしていますか？**

学生時代に自己流でやっていたギターを月2回くらい、ギター講師に教わって基礎から勉強しています。その時にはいろいろなことを全部忘れるのでいいですね。

**Q 日課は何でしょうか？**

本を月に何冊、年に何冊読むという目標を設定しているので、毎日すき間なく、本は必ず読んでいます。分厚い本は、少しずつ何年もかけて読むこともあります。

**山口さんの  
スペシャル動画を  
WEB版デジタルブック内で公開中！**

インタビューテーマ **これからの中小企業の生きる道**

WEB版限定

各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント  
WEB限定  
スペシャル動画  
Vol.22  
立教大学名誉教授・経済学者  
山口義行 さん

このからの中小企業の生きる道

閲覧方法

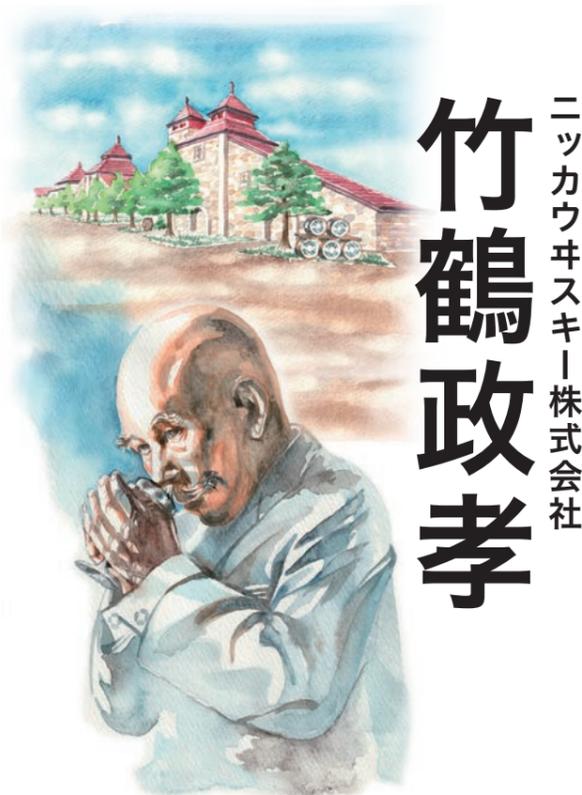
STEP 1 二次元コードを読み込む  
(WEB版デジタルブックへアクセスします)

STEP 2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力

ユーザー名  パスワード

STEP 3 誌面の赤く光る箇所をタップ

※デジタルブックの詳細は39ページをご覧ください。 ※動画は予告なく終了する場合があります。



# 日本のウイスキーの父 ニッカウヰスキー株式会社 竹鶴政孝

**竹鶴政孝(たけつるまさたか) [1894-1979年]**  
広島県賀茂郡竹原町(現竹原市)の「竹鶴酒造」の三男として生まれる。大阪高等工業学校(現大阪大学工学部)醸造科卒業後、摂津酒造に入社。社命で1918年からスコットランドのグラスゴー大学に留学。ウイスキーづくりの理論を学ぶとともに、スコッチウイスキー工場に勤め、日本人で初めてウイスキーの醸造技術を習得。帰国後、寿屋(現サントリー)に招かれ、日本初の本格ウイスキー「サントリーウイスキー白札」にかかわる。1934年独立して北海道余市町に大日本果汁株式会社(その後社名をニッカウヰスキーと改称)を設立し、「ニッカウヰスキー」を出す。その後、「ブラックニッカ」「ハイニッカ」「スーパーニッカ」などの人気商品を生み、会社を大きく飛躍させた。

## ウイスキーづくりへの情熱がほとばしる「竹鶴ノート」

竹鶴がスコットランド・キャンベルタウンにあるヘーゼルバーン蒸溜所で学んだことをしたためたノートがある。かつての英国副首相ヒュームが来日時に、「頭の良い日本の青年が1本の万年筆とノートで、ウイスキーづくりの秘密を盗んでいった」とユーモアを込めてスピーチした、通称「竹鶴ノート」だ。竹鶴青年は、習ったこと、見たこと、感じたことすべてを、その日のうちにノートに書き留めていた。蒸溜機など設備のイラストとともにウイスキーの製造工程が記録されているが、その緻密さには驚かされる。後に寿屋が山崎工場を立ち上げた時、単式蒸溜機設備や機器のほとんどを国内の業者に発注したのだが、その時このノートが大いに役立った。

スコットランドでウイスキーづくりを習得した日本人は自分ただ一人。「竹鶴ノート」は竹鶴自身の不安を解消してくれるだけでなく、「日本初の本格的ウイスキー」という夢への原点回帰にもなっていたはずだ。

「竹鶴ノート」には、当時の蒸溜所のスタッフの労働条件が記載されていたり、キャンベルタウンの風景や蒸溜所を撮影した写真が添付されていたりと、当時のキャンベルタウンの産業を知るうえでも貴重な資料だ。



「竹鶴ノート」の一部

※文中敬称略

イミテーション洋酒が横行していた第二次世界大戦前の日本で、本場スコットランドに比肩するウイスキーづくりに生涯を捧げると誓った男がいた。

● **日本人初、本場でウイスキーづくりを学ぶ**  
1918年、本場のウイスキーづくりを習得するため、摂津酒造の若き社員・竹鶴はスコットランドの地を踏んだ。勤勉で好奇心旺盛な彼は、2年後の帰国時にはすっかりウイスキーづくりのとりこになっていた。しかし世は世界恐慌による大不況で摂津酒造はウイスキーどころではない。そこで竹鶴に声をかけたのが寿屋(現サントリー)の鳥井社長だった。蒸溜所の建設地を選ぶ際、竹鶴はスコットランドと気候風土が似た北海道が最適と考えたが、鳥井は先見の明のある経営者で、「これからはお客さまとの距離が大事」と工場見学に便利な大阪・山崎に決めた。そこで竹鶴は念願のウイスキーづくりに粉砕砕し、できたばかりの原酒のサンプルを持って渡英し、かつての恩師のアドバイスまで仰いでいる。そして1929年、寿屋は日本初の本格ウイスキーを発売した。

● **ニッカウヰスキーの誕生**  
「本場に負けないウイスキーをつくりたい」、竹鶴のウイスキーへの情熱はついに独立を決意させる。摂津酒造当時から親交のあった芝川又二郎ほかの出資を得て、1934年、北海道余市町に大日本果汁株式会社(後のニッカウヰスキー)を設立。ウイスキーは熟成するまで時間がかかるため、物になるまでの数年はつなぎとしてアップルジュースの製造・販売を行った。開業当初はクレーム対応や資金難など苦労の連続だったが、ついに1940年、ニッカウヰスキー第1号を発売。ウイスキーは古い原酒と新しい原酒のブレンドが味や香りを決める。第1号は戦時下の締め付けが実施される前に発売に踏み切ったため、原酒が若くブレンドに苦労したが、グラスの中で琥珀色に輝く液体に誰もが見入っていた。



ニッカウヰスキー(1940年)

戦後のウイスキーブームでニッカのウイスキーは、熟成した原酒と絶妙なブレンドで好評を博した。後に竹鶴は自身の半生を、「ただ一筋にウイスキーづくりに生きてきた。ここまでこれたのは多くの人々の協力があつたから」と語っているが、彼のその情熱こそが多くの人を魅了したことは間違いない。

● 参考文献/『ウイスキーと私—竹鶴政孝』(ニッカウヰスキー株式会社)  
● 写真提供/ニッカウヰスキー株式会社



## 健康資産を増やしましょう

一人ひとりの健康は会社の大切な資産です。日々コツコツと蓄えていきましょう。

# 自分に合った枕で上質な睡眠を!

健康を維持するために不可欠な睡眠。そのために大切な寝具の一つが枕です。今回は、疲れを癒やし上質な睡眠を取るための枕選びのポイントをご紹介します。

西川株式会社  
スリープマスター  
森 優奈氏



ぴったりの枕で快眠を!

● 「よく眠り、よく生きる」を企業理念に457年の実績を誇る寝具メーカー西川でスリープマスターとして活躍。睡眠や寝具の選び方について幅広いメディアで発信。

## 快適な寝姿勢をキープできる枕を!

布団やマットレスの上に横になると、首筋の後ろにすき間ができます。そのすき間を埋めて首を支えるのが枕の役目です。質のよい睡眠をとるためには、理想的な寝姿勢(右のイラスト参照)をキープできる枕を選ぶことが大切。体に合わない枕を使っていると次のような弊害が起こる可能性があります。

- 寝つきが悪くなるため寝不足状態になり、疲労が取れにくくなる。
- スムーズな寝返りが打てないため睡眠の質が低下し、日中眠くなる。
- 頸椎(首の骨)が圧迫されて血行が悪くなり肩こりや、いびきの原因となることも。

こうした不調を招かないためにも、自分に合った枕選びを心掛けましょう。

力を抜いて直立した姿勢



理想的な寝姿勢

そのまま横になってもキープできるのが理想的。



このすき間を埋めて首を支えるのが、枕。

## 理想的な枕選び 3つのポイント

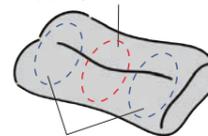
### 1 理想的な形と高さの目安は?

**真ん中が低く、両サイドは高めが理想。**

睡眠中、人は20~30回ほど寝返りをうちます。枕の理想の高さは、仰向け時は首と背中との自然なS字カーブをサポートする高さ、横向きの時は肩幅に対応して背筋がまっすぐになる高さ、寝姿勢によって異なります(右のイラスト参照)。したがって、両方に対応できる、真ん中が低く両サイドが高くなった立体的な枕がおすすめです。なお、高さの目安は体型などにより個人差があり、敷布団やマットレスの沈み込みによっても変わってきます。できれば、自宅で高さの微調整ができる機能のある枕が理想的です。

理想的な枕の形

仰向け時に対応:  
手前の首が当たる部分より、真ん中がくぼんでいる。



横向き時に対応:  
両サイドが少し高い。

仰向け時



背骨から頸椎にかけてゆるやかなS字カーブを描く高さ。

横向き時

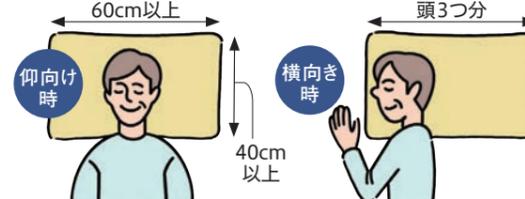


肩幅に対応して、背骨が一直線になる高さ。

### 2 サイズの目安は?

**横に頭3つ分が入るサイズがおすすめ。**

枕のサイズの目安は、寝返りをうっても頭がきちんと枕の上のり、肩先までをしっかりカバーする大きさです。横に頭が3つ分入るもので、だいたい横幅60cm以上、奥行き40cm以上が理想です。



### 3 素材はどんなものがいいの?

**お好みでリラックスできるものを。**

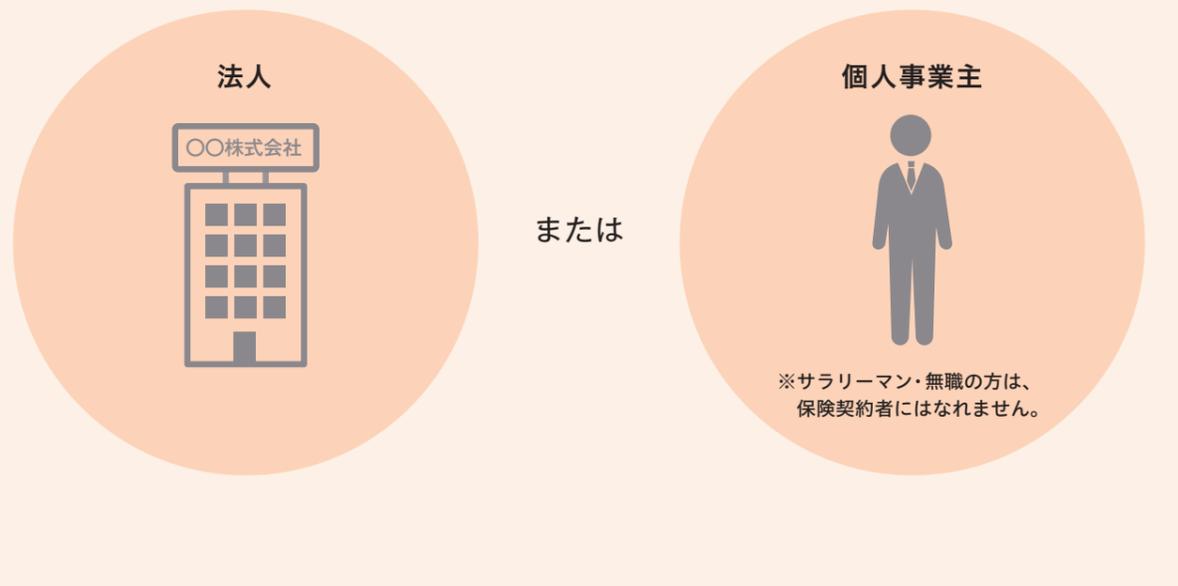
フィット感と共に、頭が蒸れると寝苦しく熟睡しにくいので通気性も考慮しましょう。ウレタンフォームはフィット感が良い反面、放湿性に乏しいため定期的な陰干しが必要です。ストローを切ったようなパイプ素材は通気性が高く弾力性もあります。ほかに、洗濯機で洗えるポリエステル綿などがあります。それぞれ素材の特徴で寿命も変わりますが、3年前後を目安に取り替えましょう。

# 契約内容(登録内容)に変更はありませんか?

大切なお知らせですのでご注意ください。

現在の事業形態・雇用形態は、加入時の事業形態・雇用形態から変更はありませんか?

**1 保険契約者(会員)資格を有する方**  
あんしん財団の保険契約者(会員)は中小企業の法人または個人事業主です。



次の例に該当される場合は、速やかに当法人までお知らせください。

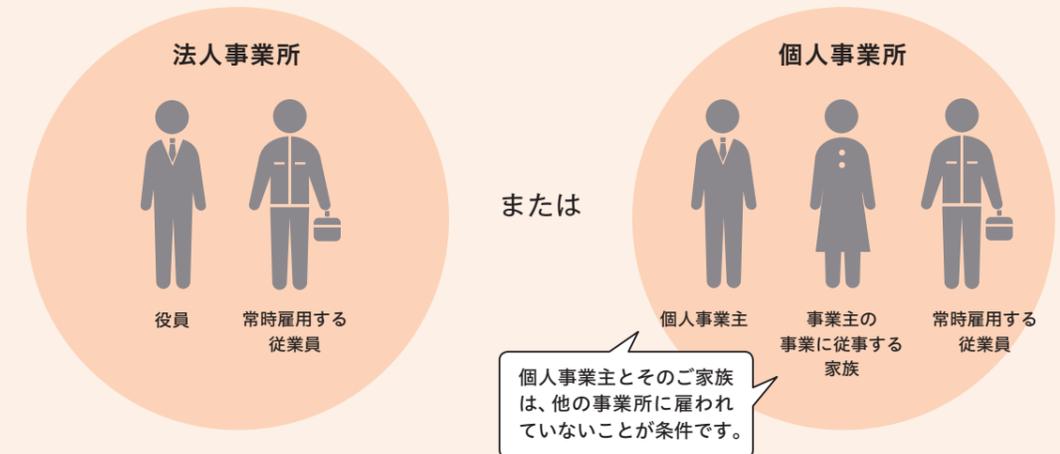
例①～③のような変更がある場合は、契約者変更の手続きが必要です。

④のように経営または就業の実態がなくなる場合は、退会の届出書をご提出いただく必要があります。



右記問合せ先一覧表の①にご連絡ください。

**2 被保険者(加入者)資格を有する方**  
被保険者(加入者)は会員事業所において、経営または就業の実態がある方です。



次の例に該当されるようになった場合は、継続してご加入できませんので減員の手続きが必要です。該当後の保険金の請求や補助金の申請はできませんので、速やかに当法人までお知らせください。



下記問合せ先一覧表の②にご連絡ください。

## 変更などのご連絡

お電話から	受付内容	お問合せ先 (受付時間 9:00~17:30/土・日・祝日および年末年始除く) 番号のお掛け間違いにご注意ください。
①	・加入申込(未加入従業員の追加加入) ・保険契約者(会員)の変更	通話料無料 <b>0120-311-816</b> ☆最寄りの支局につながります。
②	・契約更新や会員証に関する照会 ・加入者の減員、退会(解約)	通話料無料 <b>0120-745-108</b>
③	・上記以外の変更(事業所所在地などの変更) ・会費支払(口座振替)に関する照会	通話料無料 <b>0120-840-849</b>
WEBから	<a href="https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/">https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/</a>	



# 契約内容セルフチェックシートで 更新後の契約内容をご確認ください

保険契約を更新していただいた会員の皆さまには、更新後の契約内容を記載した『会員証兼保険契約更新証』と更新後の契約内容をご確認いただくための『契約内容セルフチェックシート』をお送りしています。『会員証兼保険契約更新証』に記載された契約者名や被保険者名などに相違がないかを必ずご確認ください。相違がある場合や、変更をご希望される場合は、当法人までご連絡のうえ、変更手続きに必要な届出書のご提出をお願いします。

※『会員証兼保険契約更新証』は、更新日を過ぎてから発送いたします。更新日には発行できませんのでご了承ください。

## 【契約内容セルフチェックシート 見本】

該当する項目があった場合は、  
チェックシートに記載された連絡先までお電話ください。



●会員の皆さまにご契約いただいている「事業総合傷害保険」の保険期間は1年間です。

●保険契約の更新を迎えていない会員の皆さまにつきましても、本誌16～17ページをご覧ください。該当する項目がありましたら当法人までお知らせください。

# 「要介護認定」を受けられた方は 減員手続きが必要

大切なお知らせですのでご注意ください。

ご加入いただいている被保険者(加入者)が介護保険法に基づく要介護認定を受けた場合は、約款に規定する「被保険者になれない方」に該当します。

該当後は、保険金の請求や補助金の申請ができません。

減員の手続きが必要ですので、該当される方がいらっしゃる場合は、速やかに当法人までお知らせください。

⚠️注意 「要介護認定」と「要支援認定」「事業対象者」では対応が異なります。

要介護認定※  
(要介護1～5)



継続してご加入できません。  
速やかに当法人までご連絡ください。

※身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」をお持ちの方でも、介護保険法に基づく要介護認定を受けられていない場合は、上記に該当しません。継続してご加入できます。

要支援認定  
(要支援1～2)  
事業対象者



継続してご加入できます。

会員事業所における経営や就業の実態がある方のみ  
継続してご加入できます。お仕事をされていない方は、速やかに当法人までご連絡ください。

## 24時間土日・祝日も! ホームページから変更手続き書類の請求ができます

あんしん財団ホームページより、会員登録内容の変更手続きに必要な書類を請求できます。送信された内容をもとに、お手続き書類を送付いたしますのでご利用ください。



このような時に!

〈減員〉  
従業員の退職などによる  
被保険者を減らすお手続き

その他にも

〈法人の代表者変更〉

〈事業所名変更〉

〈被保険者のお名前変更(改姓・改名)〉

などの書類の  
請求ができます。

変更手続きのご案内ページ

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

スマートフォン、  
タブレットの方は  
こちらから



もしもの事故でも安心!

# ケガの補償 (事業総合傷害保険)

## 補償の内容

### ■ 保険の趣旨

この保険は「ケガをした被保険者およびその遺族の生活補償」ならびに「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるための保険です。

### ■ 保険契約者・保険金受取人 …… 中小企業の法人または個人事業主

### ■ 被保険者 …… 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

### ■ 保険金の種類・保険金額について

この保険は被保険者が日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」に対して、普通保険約款に従い、保険契約者へ保険金をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢に応じ次の保険金をお支払いします。入院、通院、往診の保険金日額は、年齢に関係なく一律です。

ケガの補償	死亡したとき (死亡保険金)	満年齢に応じ(注1)	満80歳未満 2,000万円	満80歳以上 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。</li> <li>同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。</li> </ul>
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)		満80歳未満 2,000万円 (第1級)	満80歳以上 1,000万円 (第1級)	<ul style="list-style-type: none"> <li>あんしん財団の等級表によります。</li> <li>事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じ、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。</li> <li>事故日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合は、事故日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。</li> <li>保険期間を通じ、第1級の保険金額をもって限度とします。</li> </ul>
	入院したとき (入院保険金)	年齢に関係なく一律	1日につき 6,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数(注2)。</li> <li>外泊日は入院保険金の対象となりません。</li> </ul>
	通院したとき (通院保険金)		1日につき 2,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数で90日を限度(注2)。</li> <li>実際に治療を受けた日数。</li> </ul>
往診を受けたとき (往診保険金)	1日につき 4,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に医師の往診を受けた日数(注2)。</li> <li>往診とは、医師が自宅に訪問し治療することをいいます。</li> </ul>		

(注1)被保険者の満年齢は、保険責任の開始の日である保険期間の初日(増員の場合は、増員日)の満年齢が適用されます。

(注2)入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間、通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

## ケガの補償 3つのポイント

- 1 お仕事中のケガはもちろん日常生活でのケガも補償します
- 2 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします
- 3 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します



### ○ 保険金をお支払いできる例

#### ■ 仕事/日常生活

- 脚立から転落し、右足を骨折した



#### ■ 仕事

- 溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした

#### ■ 日常生活

- 自宅の台所で料理中、包丁で指を切った

#### ■ 交通事故

- バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った

#### ■ 通勤

- 通勤途中、駅の階段で滑って転倒し、頭を打撲した

#### ■ スポーツ

- キャッチボール中にボールを取り損ね、突き指を負った

#### ■ 国内/海外

- 旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした

### ✕ 保険金をお支払いできない例

- 重い荷物を持ってギックリ腰になった



- 入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った

#### ■ お支払いできない理由

疾病(病気)は、お支払いの対象とはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象とはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

- 膝の痛みが引かず病院へ行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された

#### ■ お支払いできない理由

関節症・腱鞘炎・肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)・上顎炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)などはお支払いの対象となりません。年齢とともに変形して発症する関節症や、繰り返しの動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。

詳細は普通保険約款をご覧ください。普通保険約款はあんしん財団ホームページにて確認できます。

### 保険金請求・受付専用窓口

WEBから

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>

お電話から

通話料無料

0120-611-616

番号のお掛け間違いにご注意ください。

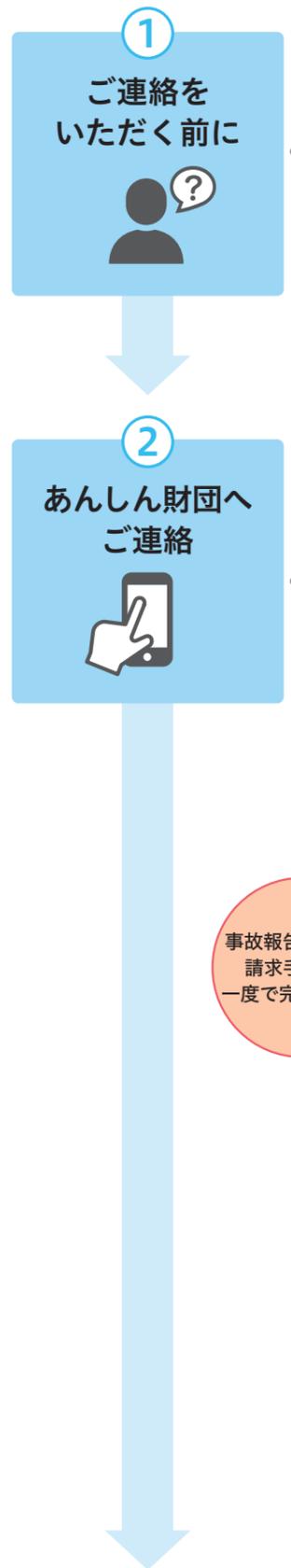
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# ケガをしてしまったらお早めに！ 保険金の請求方法



「保険金の請求方法」を動画でご覧いただけます



スムーズに保険金お支払い手続きをさせていただくため、以下の内容をご確認のうえ、ケガをした日からその日を含めて30日以内にご連絡ください。

- 会員番号 (証券番号)  
※会員番号は、「会員証兼保険証券」または「会員証兼保険契約更新証」でご確認ください。
- ケガをした方の名前
- ケガをした方のお仕事状況
- ケガをした日時 (事故発生日時)
- ケガをした時の状況 (どこで、どのようにケガをしたのか)
- ケガをした体の部位
- ケガの名前 (傷病名、診断名)
- 治療先の医療機関の名前

※事故状況やケガの内容などにより、そのほかに追加でお伺いする場合があります。

ケガの発生報告は、あんしん財団ホームページの専用フォームおよび電話やFAXにて、受付しております。

**ホームページでのご連絡**

- あんしん財団トップページから「ケガをされた場合」にカーソルを合わせる

インターネットからのご連絡  
**かんたん保険請求手続き**  
保険金のご請求金額の合計が5万円以内で治療終了した場合

ケガ発生報告フォーム  
保険金のご請求金額が5万円を超える場合や、治療中の場合

保険金のご請求金額の合計が**5万円以内**で、**治療が終了している**方は、「**かんたん保険請求手続き**」をご利用いただけます。  
入力内容をもとに保険金請求書類 (PDFファイル) が作成されます。  
印刷のうえご郵送ください。

保険金請求金額が**5万円を超える**場合や、**治療中**の方は、「**ケガ発生報告フォーム**」をご利用ください。  
ご記入用の保険金請求書類を郵送いたします。

※ご連絡内容について確認が必要な場合、あんしん財団からお電話をさせていただくことがあります。

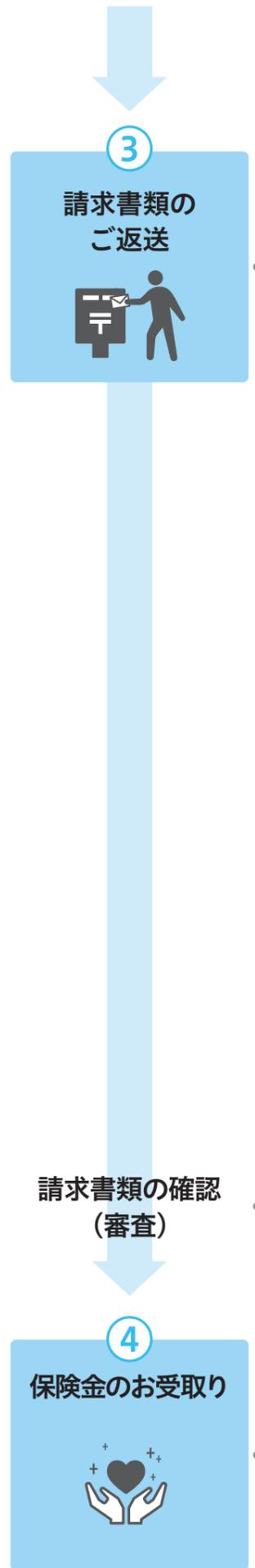
**電話でのご連絡**

通話料 無料 **0120-611-616** 受付時間/9:00~17:30  
土・日・祝日および年末年始除く。  
番号のお掛け間違いにご注意ください。

**FAXでのご連絡**

**03-5362-2063** 受付時間/24時間365日  
FAX番号のお間違いにご注意ください。

専用の「FAX連絡票」に必要事項をご記入のうえ、上記番号までお送りください。  
※FAX連絡票はあんしん財団ホームページ (保険金の請求方法) よりダウンロードできます。



**あんしん財団より請求書類をお送りします**  
ご連絡をいただいた後に、保険金の請求書類を郵送いたします。  
必要な書類をお取り揃えのうえ、あんしん財団までご返送ください。  
※請求書類の発送は、ご連絡日の翌営業日以降となることがあります。  
※ホームページ「かんたん保険請求手続き」をご利用の方は、入力内容をもとに保険金請求書類 (PDF ファイル) が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

● **入院・通院・往診の保険金のご請求に必要な書類 (主なもの)**  
保険金のご請求金額、事故や治療の内容などにより、必要な書類は異なります。  
下表以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

- 1 お客さまにご用意いただく書類**
  - 医療機関発行の領収書のコピー  
※ない場合は診察券のコピー (両面)。
  - 運転免許証 (両面) や操作証明書等のコピー  
※運転資格や操作資格が必要な乗用具・機械でのケガの場合。
  - 交通事故証明書  
※交通事故でのケガの場合。コピー可。
- 2 あんしん財団所定用紙**
  - 保険金請求書 兼 診療状況申告書
  - 関係先調査同意書
  - 診断書 (診療証明書)  
※保険金請求金額などによっては省略可。

**請求書類のご返送に関するお願い**

保険金の請求書類は、右記の時点で速やかにお送りください。

ケガをした日から  
180日以内に  
治療が終了した場合

↓

**治療が終了した時点**

ケガをした日から  
180日を超えて  
治療している場合

↓

**180日を過ぎた時点**

※入院・通院・往診の保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した日数 (通院は180日以内のうち90日分が限度) がお支払いの対象です。

ご提出いただいた請求書類を確認 (審査) させていただきます。  
確認 (審査) の結果、事実関係・加入資格などの追加確認をしたり、治療の内容などについて医療機関等へ照会したりする場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

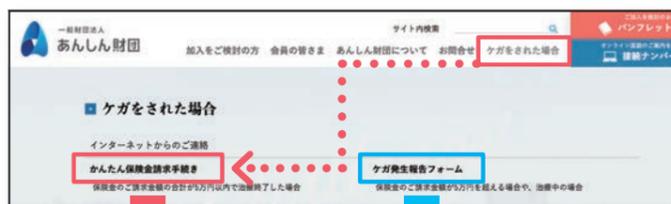
保険金のお振込み手続き完了後、支払通知を郵送いたします。  
保険契約者 (中小企業の法人または個人事業主) 名義の口座へ保険金をお振込みいたします。

# 保険金のご請求は ホームページがかんたん・便利です！

保険金のご請求金額が5万円以内で、治療が終了している方は、入力した内容で請求書類が作成される「かんたん保険金請求手続き」をご利用いただけます。

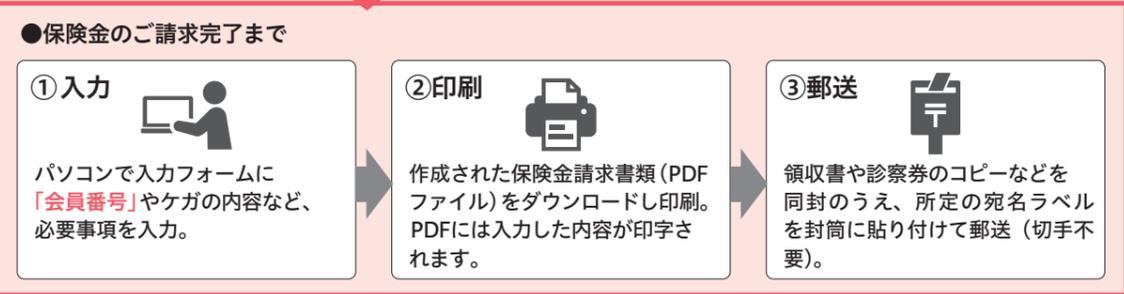
## 〈ご利用方法〉

●あんしん財団トップページから「ケガをされた場合」にカーソルを合わせ、「かんたん保険金請求手続き」をクリック



保険金のご請求金額が5万円以内で、治療が終了している方は、「かんたん保険金請求手続き」をご利用いただけます。  
お手続きにはパソコンとプリンターが必要です。

保険金のご請求金額が5万円を超える場合や、治療中の方は、「ケガ発生報告フォーム」をご利用ください。  
ご記入用の保険金請求書類を郵送いたします。



※ご入力内容について確認が必要な場合、あんしん財団からお電話をしたり、追加の書類のご提出をお願いしたりすることがあります。

# 保険金の請求方法を 動画でご覧いただけます

あんしん財団ホームページにて、保険金ご請求の流れや請求書類へのご記入方法をわかりやすく動画でご案内しております。

## 〈ご利用方法〉

あんしん財団ホームページ「事業総合傷害保険(ケガの補償)」ページへアクセス

あんしん財団 ケガ で検索

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/#01>

下記の動画をご覧ください

- 保険金の請求方法
- 保険金請求書類の記入方法

※保険金のご請求方法については、本誌22～23ページもご覧ください。

※実際の画面とは異なる場合があります。

# 職場の環境改善のための補助金制度 申請年度の切り替えについて

## 2023年4月3日(月)書類受付分より 2023年度申請分でのお取り扱いとなります

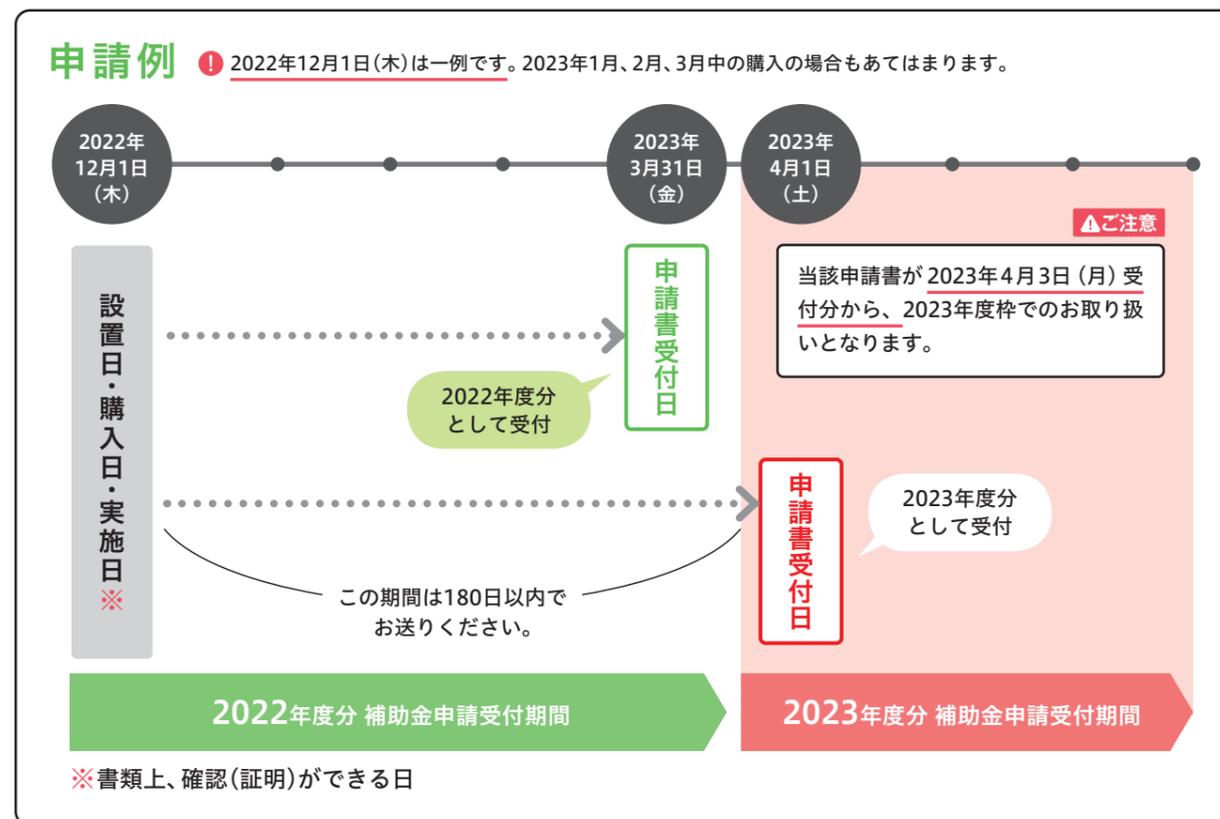


職場の環境改善のための補助金制度には、年度ごとにご利用いただける補助限度額の枠があります。当該申請書が2023年4月3日(月)受付分から、2023年度枠でのお取り扱いとなります。下記をご参照ください。なお、2022年度末にはたくさんのご申請を頂戴しております関係上、お支払いに時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

事由発生日	申請書受付日	所属年度
補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは実施日)の翌日から180日以内のもの	2023年3月31日まで	2022年度
	2023年4月1日以降	2023年度

### 【ご注意ください】

・申請期限は、補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは実施日)の翌日から起算して180日以内です。郵便事情によって日数を要することがありますので、申請書は余裕を持ってご発送ください。



### 職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **1**

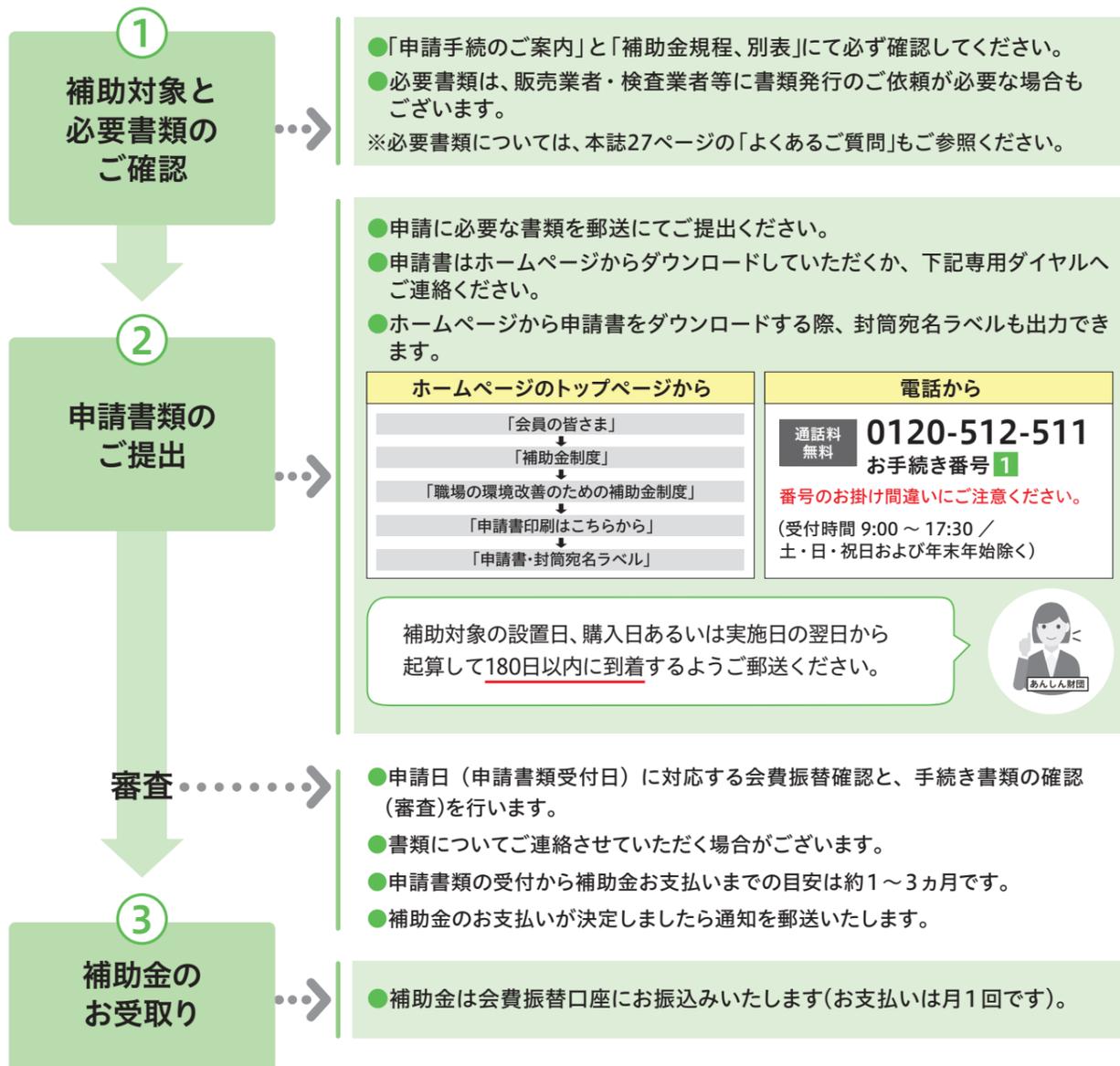
番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて

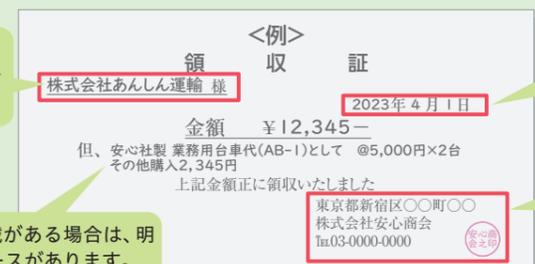
スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

## 申請手続きの流れ



### 領収書記載例 必須項目：(1)宛名(支払者名)、(2)支払日(領収日)、(3)販売業者・検査業者(領収者)名

(1)宛名欄に、会員登録が法人の場合は法人名、個人の場合は屋号または代表者(フルネーム)が宛名として記載されている。



(2)支払日(領収日)の記載がある。

(3)領収者として、販売業者や検査業者等の名称の記載と押印がある。

※但書に、明細と同等の記載がある場合は、明細書の写が不要となるケースがあります。

## 必要書類に関する「よくあるご質問」を紹介します

### 添付書類について

- 1 補助金の申請にはどのような書類が必要ですか？**  
「各補助金の申請書」、「領収書の写」、「明細書(請求書や納品書等)の写」の3点が必要です。そのほか、申請する補助金の種類により添付が必要な書類がございます。詳しくは「申請手続きのご案内」にてご確認ください。
- 2 「領収書の写」は、対象設備購入時に販売店でもらった「レシート」でもよいですか？**  
「宛名欄」があり、「宛名(支払者=登録会員名)」の記載があれば、「領収書の写」としてご申請が可能です。  
**⚠️「宛名欄」のないレシートでは「領収書の写」となりません。**  
※なお、「宛名欄」があっても「宛名(支払者=登録会員名)」の記載がない場合は、販売店での追記依頼等のご対応をお願いする場合がございますので、ご注意ください。
- 3 「明細書の写」が用意できません。**  
明細書の写は必ず必要となります。ただし、領収書の但書に明細と同等の記載<sup>(注1)</sup>がある場合(本誌26ページ「領収書記載例」参照)は、明細書の写が不要となるケースがありますのでお問合せください。  
(注1)明細と同等の記載…メーカー名・商品名(型番・品番)・単価・個数  
または受診日・受診項目・単価・人数
- 4 「明細書の写」として提出予定の請求書は、補助金の申請と関係のない請求分ページも必要ですか？**  
「明細書(請求書や納品書等)の写」は、領収書と金額が一致しているものが必要です。  
今回の補助金申請と関係のない請求分が含まれるページがある場合でも、すべてのページの写をご提出ください。  
※切る、貼る、折るなどの加工はしないでください。  
※多ページにわたる場合は「販売(設置)証明書」のご利用をご検討ください。  
(ホームページの「9つの補助金」画面からダウンロードいただけます。)
- 5 スタッドレスタイヤを購入しました。必要書類を教えてください。**  
「補助金申請書」「領収書の写」「明細書の写」のほかに、スタッドレスタイヤを装着する業務用車両の「車検証の写」、購入したスタッドレスタイヤの「カタログ等の写」の合計5点が必要です。  
**⚠️ 車検証について (以下の2点両方を満たす車検証をご添付ください)**  
●補助事由発生時(タイヤ購入・設置日)が車検証の有効期間内であるもの  
●会員の名義(法人は法人名義、個人事業所は事業主名義)であることがわかるもの  
※スタッドレスタイヤは対象車両1台につき1回限りの補助となります(次年度以降対象外)。

### インターネットショッピングをご利用の場合

- 6 WEB発行の領収書で申請できますか？(お客様ご自身で「宛名」を記入するタイプの領収書)**  
補助金の申請には、原則、販売店が発行した領収書が必要です。ただし、下記に該当する場合はショッピングサイト(WEB)から出力した領収書でもご申請が可能になります。  
**申請可能な場合**

法人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義(引落口座が法人)に会員法人事業所名が印字されている場合
個人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義に代表者ご本人様のお名前が印字されている場合

**⚠️ 注文者名(アカウント名)は、法人の場合は法人名、個人事業所の場合は代表者名のもの対象になり、それ以外は原則対象になりません。**

### 職場の環境改善のための補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/application/>

お電話から 通話料 無料 **0120-512-511** お手続き番号 **1**

番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 職場の環境改善のための補助金制度は 対象となる条件等を変更しました

## 2023年4月1日より下記のとおり変更しました

### ① 動力プレス機械特定自主検査実施補助金

これまで、あんしん財団と委託契約をしている契約検査業者の検査のみが補助の対象となっております。2023年4月1日以降の検査実施日(事由発生日)分からは、補助対象を拡大し、厚生労働大臣及び都道府県労働局長登録の検査業者で実施した動力プレス機械特定自主検査が対象となります。なお、これまで補助対象としている契約検査業者の委託契約は終了いたしました。検査証明書(チェックリスト)等の検査業者発行の証明書類が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

### ② 安全衛生設備等設置(購入)補助金

補助対象期間が設定されている設備は、期間を延長しました。

No.	設備名称	延長後の補助対象期間
1	電動ファン内蔵ウェア(空調服) <sup>※</sup>	2025年3月31日まで
2	パワーアシストスーツ(腰部アシスト用)	
3	水冷式体温冷却服(水冷服) <sup>※</sup>	
4	黒球付熱中症指数計(WBGT測定器)	
5	オイルミスト除去装置	

※2023年4月1日より対象設備名称を変更しました。

電動ファン内蔵上着(空調服) → 電動ファン内蔵ウェア(空調服)

冷水式体温冷却服 → 水冷式体温冷却服(水冷服)

各種補助金を利用するための詳細については「加入者サービス規約」および「職場の環境改善のための補助金規程、別表」をご覧ください。いずれもあんしん財団のホームページからご覧いただけます。

#### 加入者サービス規約



#### 職場の環境改善のための補助金規程、別表



#### 職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** お手続き番号 **1**

番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 /  
土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ

## 2024年3月31日の受診分をもって終了します

福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として会員の皆さまに提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、**2024年3月31日の受診分をもって終了**することといたしました。

本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度	
定期健康診断 補助金制度	人間ドック 補助金制度
2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。	現行と変更ありません。
受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。 <sup>※</sup>	

※2024年3月31日までの受診であれば、あんしん財団の補助金申請書類の受付(受領)が2024年4月1日以降であっても、審査のうえ補助金をお支払いします。ただし、受診日の翌日から起算して180日以内にあんしん財団が申請書類を受付(受領)することが必要となりますのでご注意ください。

## 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について

あんしん財団では、**2024年4月**から、中小企業にとって重要性が高まりつつある『従業員の健康管理』に関する新サービスの提供を開始します。

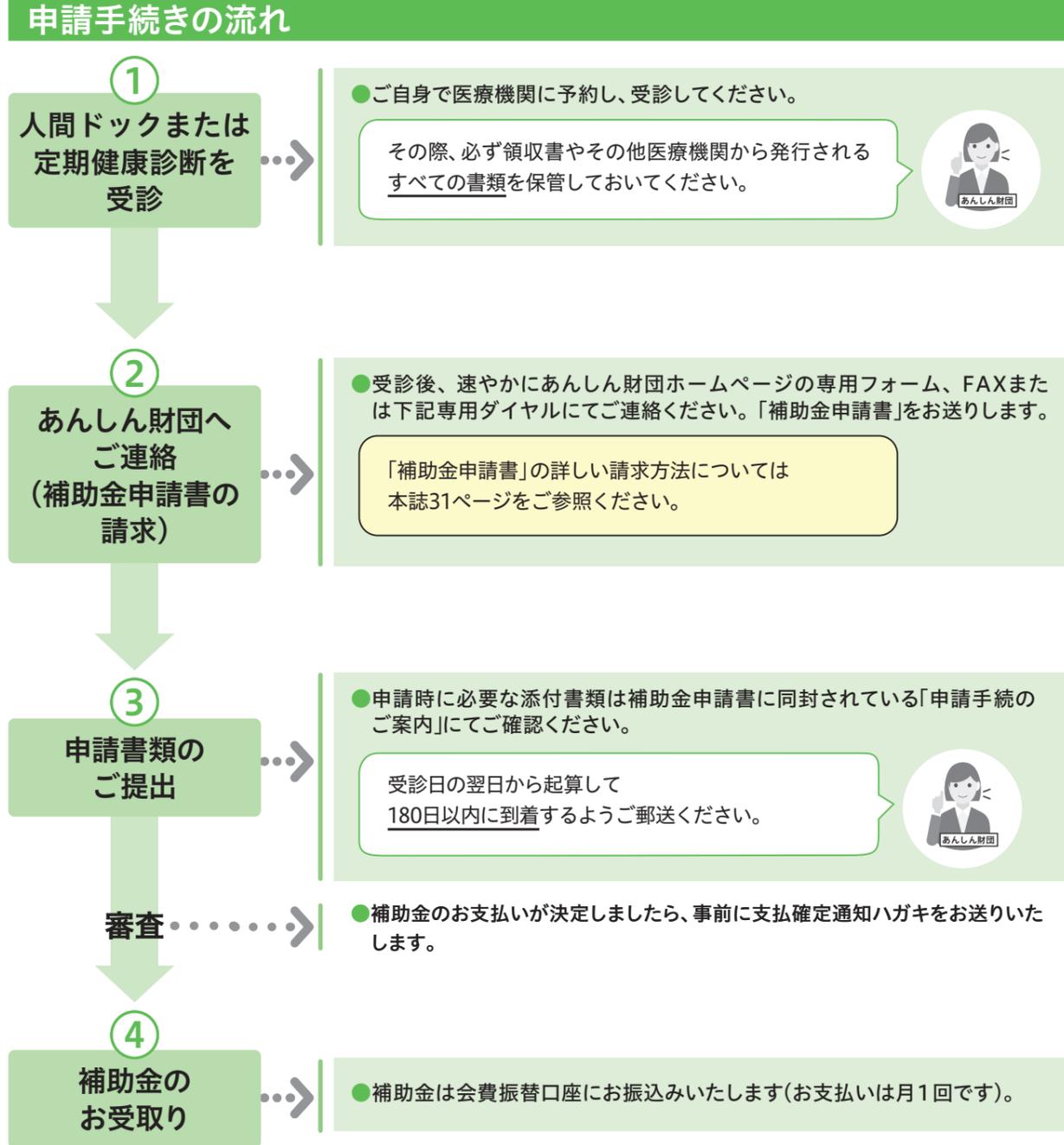
このサービスは、会員事業所の従業員の皆さまご自身で健康情報管理・目標設定・行動記録のPDCAサイクルをまとめて行えるWEB・アプリサービスです(加入者限定のサービスとなります)。



お持ちのパソコンやスマートフォンで、楽しみながら健康活動を継続できるサービスメニューを開発中です。サービス内容は詳細が決定的次第、皆さまにお知らせいたします。ぜひご期待ください!!

# 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。



**人間ドック・定期健康診断補助金申請方法**

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法

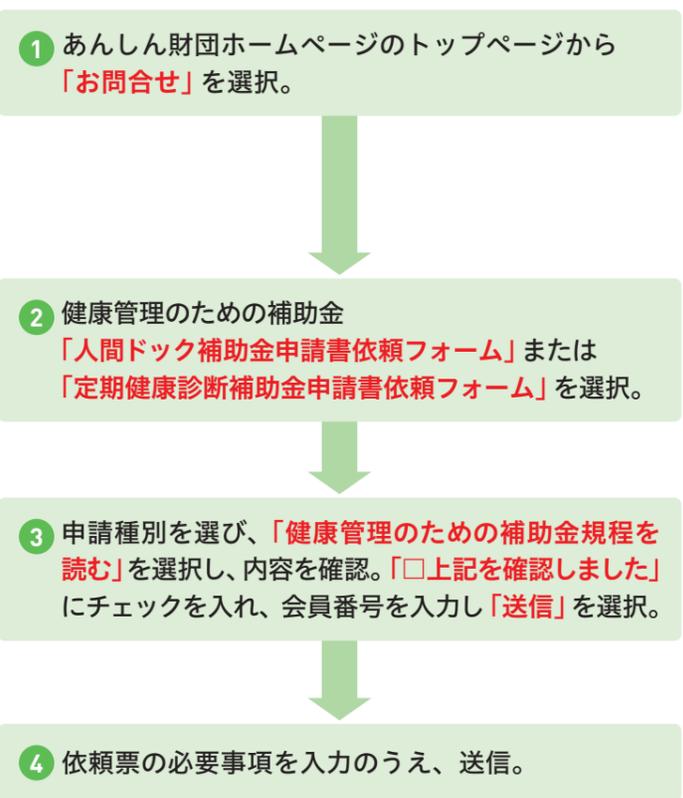
- 人間ドック補助金
- 定期健康診断補助金

あんしん財団ホームページの「補助金申請書依頼フォーム」より、人間ドック・定期健康診断の補助金申請書を請求できます。

送信された内容をもとに、あんしん財団から補助金申請書を送付いたします。

※「補助金申請書依頼フォーム」のご利用にあたり、会員番号の入力と補助金規程の確認が必要です。  
会員番号は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。

健康管理のための補助金制度の申請書は下記の方法で請求できます



※実際の画面とは異なる場合があります。

FAXでも申請書を請求できます

**03-5362-2066**

受付時間/24時間365日  
FAX番号のお間違いにご注意ください。

「会員の皆さま」→「補助金制度」→「人間ドック補助金」または「定期健康診断補助金」→「FAX連絡票ダウンロード」を印刷し、必要事項を記入してFAXを送信。

**人間ドック・定期健康診断補助金申請方法**

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問

## 申請のタイミングについて

**1** 補助金の申請書類はいつまでに提出すればよいですか。  
申請期限は受診日の翌日から起算して180日(実日数。半年ではありません)以内にあんしん財団が受付したものが対象です。180日を超えた場合はお支払いの対象とはなりませんので受診後は、お早めのご申請をお願いします。

## 補助金の対象(対象者・病院・検診の種類)について

**2** あんしん財団に加入していない従業員が受診した場合も対象になりますか。  
申し訳ありません。補助金の対象者は加入者(被保険者)となります。

**3** どこの病院で受診すればよいですか。  
日本国内の病院(医療機関)で受診したものであれば補助金申請の対象になります。

**4** 人間ドックと定期健康診断の両方を受診した場合、両方とも補助金の対象となりますか。  
1年度間(4月1日～翌年3月31日)に人間ドックもしくは定期健康診断のどちらか1回となります。

**5** 定期健康診断はどんな健康診断でも対象となりますか。  
労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた検査項目を受診したものが対象となります。詳しくは「申請手続のご案内」をご覧ください。ホームページよりダウンロードできます。

**6** 市区町村の健康診断は対象となりますか。  
特定健康診査(特定健診)や市区町村で実施している健康診断(再検査を含みます)などは検査項目不足のため、対象外となる場合があります。

**7** 各種協会、団体などから法定健診部分に対して補助が出ており健診費用が無料の場合は補助の対象となりますか。  
法定健診部分に費用負担が発生していない場合は、補助の対象外となります。

## 申請書類について

**8** 申請に必要な書類を教えてください。  
受診者名(フルネーム)または登録事業所名が記載されている支払を証明する書類(領収書・振込書類)および受診内容がわかる書類が必要です。

## ホームページにも「会員の方からのよくあるご質問」を掲載しています

QRコードからアクセスし、「カテゴリ」で選択のうえご覧ください。上記でご紹介した内容は一部になります。その他の人間ドック・定期健康診断補助金の内容や申請方法などに関する「よくあるご質問」はホームページでもご覧いただけます。

## 人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** お手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

# 未加入従業員さまのご加入のおすすめ

ご加入いただいております財団制度に、2018年4月より、人材確保に貢献する企業向けの福利厚生サービス「あんしん財団 WELBOX」が自動付帯されました。また、労災時の「使用者賠償責任保険制度」は、すでに2014年3月24日から自動付帯されています。いずれも、財団制度にご加入の従業員等の皆さまのみが対象となります。

ご加入されていない従業員さまがいらっしゃいましたら、この機会にぜひご加入されますことをおすすめいたします。お手数ですが、いま一度、ご加入されている方のご確認をお願い申し上げます。



## あんしん財団の制度に自動付帯されているサービス (お客様サービス事業)

### 1 あんしん財団 WELBOX

大手企業並みの福利厚生サービスで社員の定着・募集に貢献!

<b>国内宿泊</b> 幅広いニーズに対応可能な宿泊施設 国内約 <b>42,000</b> 施設 <small>(2023年2月現在の情報です)</small>	<b>無料eラーニング</b> 語学、資格取得、ビジネススキル講座など無料で受講可能! <b>500</b> 講座以上
ほかにも <b>育児・介護</b> <b>グルメ</b> <b>リラクゼーション・美容</b> <b>エンタメ・スポーツ</b> <b>無料相談サービス</b> など豊富なサービスをご利用いただけます!	

※画像はイメージです。

※「あんしん財団 WELBOX」は、株式会社イーウェルが提供する福利厚生サービスです。あんしん財団の制度に自動付帯されています。ご利用にあたってはあんしん財団ホームページからの利用登録が必要です。詳しくは本誌36・37ページをご確認ください。

### 2 使用者賠償責任保険制度

労災事故における使用者の賠償責任を補償!  
労災事故の際の高額な訴訟リスクに、しっかり備えられます。

あんしん財団を保険契約者、●支払限度額(1会員事業所単位)

1 加入者あたり	<b>3億円</b>	1 事故あたり	<b>10億円</b>
----------	------------	---------	-------------

(2014年3月24日から1年間は、1加入者/1事故あたり2億円)

◆ 追加のご加入については、まずは下記までご連絡ください。◆

## 追加加入の連絡先

通話料無料 **0120-311-816** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く) 最寄りの支局につながります。

# 使用者賠償責任保険制度

## 2023年4月1日改定のご案内

福利厚生事業として会員の皆さまに提供しております使用者賠償責任保険制度<sup>(※)</sup>について、2023年4月1日以降に発生した事故から、下記のとおり制度内容の改定をいたしました。

※一般財団法人あんしん財団が契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社が引受する保険契約です。会員の皆さまの保険料負担はありません。

### I 免責事項（保険金が支払われない場合）の追加

「保険金が支払われない場合」として、下記内容を追加しました。

◆法令に定められた資格を持たない<sup>(※)</sup>で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害については、保険金は支払われません。

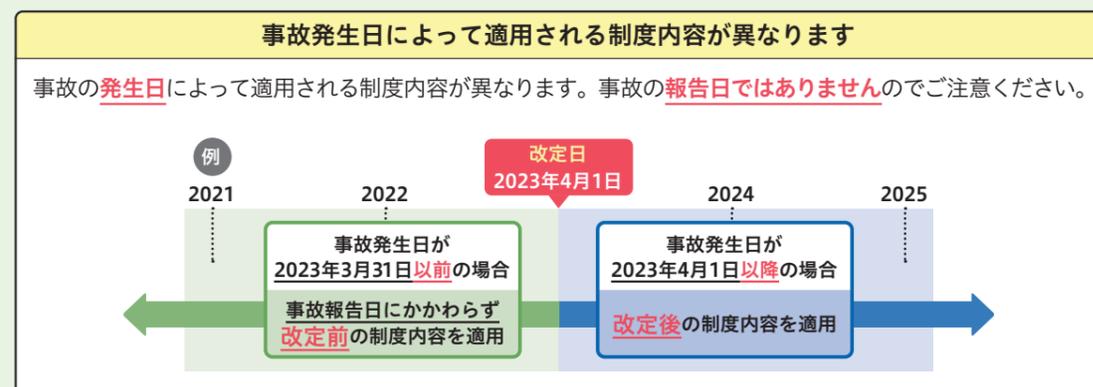
※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。

- 1 つり上げ荷重5t以上のクレーン、デリックの運転（免許が必要）
- 2 つり上げ荷重1t以上の移動式クレーンの運転（免許が必要、小型の場合は技能講習が必要）
- 3 最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダーの運転（技能講習が必要）

### II 「他保険等優先払」特約の追加

◆支払責任が同じ他の保険契約等<sup>(※)</sup>がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。

※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。



Q 事故発生日によって支払われる金額は変わりますか

A 支払われる金額の総額は変わりません。ただし、事故の発生日が2023年4月1日以降の場合、他保険契約の保険金から優先的に支払われます。

Q 他社との保険契約がある場合は保険金の支払いはどうなりますか

A 例えば損害額が3億円、他保険の保険金額の上限が2億円の場合、他保険から2億円が支払われ、残りの1億円は当保険制度から支払われます。（他保険から優先的に支払われます）

Q 他社との保険契約がない場合は保険金の支払いはどうなりますか

A 当保険制度から支払われます。  
（支払限度額：1加入者あたり3億円／1事故あたり10億円）

## 使用者賠償責任保険制度

お工作中的のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など（加入者に限りません）からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが支払われる制度です。

支払限度額 (1会員事業所単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1加入者あたり 3億円</li> <li>●1事故あたり 10億円</li> </ul>
制度の仕組み	<p>あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。</li> </ul>
制度の概要	<p>従業員などの加入者（当法人の加入者）が業務上の災害などにより被った身体の障害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責任を負った場合に、賠償保険金・弁護士費用などの費用保険金が会員に支払われます。</p>
支払われる 保険金の種類	<p>(1) 賠償保険金：損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険（共済）、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額</p> <p>(2) 費用保険金：弁護士報酬を含む訴訟・示談交渉等に要した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訴訟費用・弁護士費用などは、事前に引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。</li> </ul>
保険金が 支払われない 主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者やその事業場責任者の故意</li> <li>●戦争・内乱、核燃料等による災害</li> <li>●風土病、職業性疾病（脳・心疾患、精神疾患、熱中症を除きます）</li> <li>●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任</li> <li>●会員と加入者（当法人の加入者）との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用</li> <li>●加入者（当法人の加入者）ではない者が被った身体障害に対する賠償責任</li> </ul> <p>◆2023年4月1日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に定められた資格を持たない<sup>(※)</sup>で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害</li> <li>1. つり上げ荷重5t以上のクレーン、デリック</li> <li>2. つり上げ荷重1t以上の移動式クレーン</li> <li>3. 最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー</li> <li>※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。</li> </ul>
「他保険等優先払」特約	<p>◆2023年4月1日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支払責任が同じ他の保険契約等<sup>(※)</sup>がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。</li> <li>※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。</li> </ul>
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

使用者賠償責任保険制度に関する詳細・お問合せ

WEBから [https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/el\\_shiyosha/](https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/el_shiyosha/)

あんしん財団 団体保険制度部

お電話から

通話料無料

0120-918-235

番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 「あんしん財団WELBOX」に登録

# して、お得なサービスを利用しよう!

ウェルボックス

## 「あんしん財団WELBOX」とは

さまざまな施設やサービスを会員料金や特典付きで利用できる福利厚生サービスです。

メニュー数は約**47,000**点。あんしん財団の会員(被保険者)の方なら、WEBで会員登録後、すぐにご利用いただけます。



メニュー一例

宿泊施設



健康・スポーツ



子育て



レジャー・エンタメ



グルメ・ショッピング



学び

※画像・イラストはイメージです。※メニュー数は2023年2月時点の情報です。メニュー内容、メニュー数等は予告なく変更する場合がございます。

## 登録方法



check  
事前に  
ご確認ください

「あんしん財団WELBOX」  
のご登録には

① あんしん財団  
会員番号  
(数字8桁)

② あんしん財団  
被保険者番号  
(数字3桁)

が必要です。

「会員証兼保険証券」  
または  
「会員証兼保険契約更新証」  
に記載されています

STEP /

### ① 登録ページへアクセス

■「あんしん財団WELBOX」のページへアクセス  
(<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/anshinzaidan-welbox/>)

あんしん財団WELBOX 検索

スマートフォン  
タブレットは  
こちらから



「はじめての方はこちらから」  
をクリック。

「はじめての方」の画面で  
あんしん財団会員番号と  
仮パスワードを入力します。

あんしん財団  
会員番号(数字8桁)  
を入れてください

仮パスワードは  
「aw2018」  
と入れてください



STEP /

### ② お客様情報入力

下記の各ページで、確認・入力作業を行ってください。

#### ① 利用規約の確認

内容を確認し、お客様情報の入力画面へ移動します。

#### ② 会員登録

お客様情報を入力します。

#### 入力項目

パスワードの設定、秘密の質問、氏名、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、**あんしん財団被保険者番号(数字3桁)**、会員事業所名

#### ③ 入力画面のご確認

内容を確認し、登録します。

#### ④ メールを受信

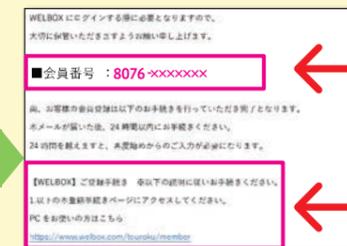
登録したメールアドレスに最終登録手続きメールが届きますので、受信メールを確認します。

STEP /

### ③ メール受信・最終手続き

登録したメールアドレスに届いたメール本文に、「WELBOX会員番号」が記載されていますので、必ず控えてください。

メールに記載がある最終登録手続きページのURLへ24時間以内にアクセスし、「最終登録手続き」を行い、登録完了となります。



「WELBOX会員番号」は  
必ず控えておきましょう

最終登録手続きページの  
URLへ24時間以内に  
アクセスしてください



ここを  
クリックして  
登録完了

※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

#### 注意事項

- ※「あんしん財団WELBOX」とは、あんしん財団が株式会社イーウェルへ委託し、会員事業所の皆さまへ提供する福利厚生サービスです。サービスの利用期間は、保険契約期間と同じです。契約期間は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。ただし、新規会員の方のご利用開始日は、会員証兼保険証券が到着した日からになります。
- ※あんしん財団の退会、契約内容変更にもない「あんしん財団WELBOX」の利用停止処理を行います。その際、ポイント制度で貯めていただいたWELコインも消滅しますのでご注意ください。
- ※各メニューのサービス内容や会員特典は予告なく変更する場合がございます。またメニューにより一部会員特典対象外の商品やサービスがございます。最新の会員特典や料金、キャンペーン情報などは「あんしん財団WELBOX」会員専用ホームページでご確認ください。

### 「あんしん財団WELBOX」に関するお問合せ

#### WELBOXに初めてご登録される方

あんしん財団の会員番号・被保険者番号・保険契約・登録方法などについてのお問合せ先

あんしん財団お客様サービス事業部

通話料  
無料 **0120-157-182**

平日9:00~17:30(土・日・祝日および年末年始除く)

※時間帯・曜日によって混み合うことがあります。その場合は時間をおいてお掛け直してください。  
※情勢により営業時間を変更する場合がございます。

#### WELBOX会員登録がお済みの方

利用方法・サービス内容についてのお問合せ先  
※お電話の前にWELBOX会員番号を必ずご確認ください。

WELBOXセンター

通話料  
無料 **0120-964-545**

全日10:00~21:00(年末年始除く)

# あんしん財団のホームページをご活用ください



あんしん財団のホームページでは、会員の皆さま向けに、サービス利用に関するご案内を掲載しているほか各種手続きの申請、提出書類のダウンロードなどが24時間・365日いつでも可能です。ぜひご利用ください。

## STEP 1 あんしん財団のホームページへアクセス

スマートフォンはこちらから!



あんしん財団 検索

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/>

## STEP 2 「会員の皆さま」をクリック!

※「会員の皆さま」にカーソルをあわせた際に文字のみのメニュー画面も表示されます。こちらからも、サービスを選択できます。

## STEP 3 ご利用になりたいサービスを選択

### 主なサービスのご案内

#### ① 広報誌「あんしんLife」WEB版

広報誌「あんしんLife」のデジタルブックをパソコンやスマートフォンから閲覧できます。

#### ② あんしん財団からのお知らせ

「あんしんLife」最新号に掲載している保険契約や各種補助金に関する最新のご案内を抜粋して掲載しています。

①②を閲覧する際は  
下記のユーザー名・パスワードの入力が必要です。

ユーザー名 **anshin** パスワード **T63sk82Y** NEW

↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
大文字 小文字 大文字

③ 事業総合傷害保険(ケガの補償) ▶本誌20~24ページ  
保険金の請求方法やケガの補償内容に関するご案内を掲載しています。

④ あんしん財団 WELBOX ▶本誌36~37ページ  
「あんしん財団 WELBOX」のご案内を掲載しています。

⑤ 補助金制度 ▶本誌25~32ページ  
申請手続き方法、申請書のご案内などを掲載しています。

⑥ 学ぶ  
WEB講習会・セミナーのご案内などを掲載しています。

⑦ 使用者賠償責任保険制度 ▶本誌34~35ページ  
使用者賠償責任保険制度の詳細のご案内を掲載しています。

⑧ 変更手続きのご案内 ▶本誌16~19ページ  
ご登録情報の変更手続きのご案内などを掲載しています。

⑨ 会費の経理処理、保険金の税務上の処理について  
会費の経理処理や保険金・補助金の税務上の取扱いに関するご案内を掲載しています。



※実際の画面とは異なる場合があります。

使い方もいろいろ。便利な機能が満載!

# 広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法

バックナンバー  
を見たい

他の事業所でも  
冊子の閲覧をしたい

冊子を見られない  
従業員にも  
周知したい

パソコンやスマート  
フォンで空いた  
時間に読みたい

### 主な機能

- ① バックナンバー閲覧
- ② 動画機能  
音声読上げ機能  
ワンクリックで動画や音声読上げが楽しめます。
- ③ 関連ページへ簡単アクセス  
ワンクリックで記事に関連するページへジャンプできます。
- ④ キーワード検索  
関心のあるキーワードを入力すると目的のページが自動で抽出されます。
- ⑤ お気に入りページ機能  
気に入ったページだけ抽出して後で見返すことができます。
- ⑥ 拡大表示・印刷機能



※実際の画面とは異なる場合があります。

### 閲覧方法

下記の手順であんしん財団のホームページへアクセスし、会員専用のユーザー名・パスワードをご入力の上ご覧ください。



※実際の画面とは異なる場合があります。

### 編集後記

広報誌「あんしんLife」4月号をお読みいただきありがとうございます。今月号から表紙および誌面のデザインを一部リニューアルいたしました。また、新連載「社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継」(P8)がスタートしました。経営者の高齢化が進む中で、後継者不在率は依然として高く、「事業承継」の問題は中小企業にとって重要な経営課題となっています。本誌では事業を継続・発展させていくための計画や体制づくりのポイントなどを計10回の連載でご紹介してまいります。ぜひ、お読みいただくと幸いです。(K)

### 次号予告 | 2023年5月号

※4月下旬発行予定です。 ※内容は変更になる場合があります。

**FOCUS (フォーカス)**  
2023年10月の導入で何が変わる?  
**備えておきたいインボイス制度(後編)**  
消費税に関する新たな制度であるインボイス制度。間近に迫った制度の開始までに、中小企業経営者がおさえておきたい実務のポイントをQ&Aで解説します。

**日本遺産を巡る**  
**江差の五月は江戸にもない**  
~ニシンの繁栄が息づく町~  
幕末から明治時代にニシン漁で繁栄した北海道江差町。過酷な漁を乗り切るために生まれた唄や音頭をはじめとする伝統・文化についてご紹介します。

## あんしん財団 お問い合わせ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

また、お問合せをいただく前に、下記のいずれかをご用意ください。お問合せには会員番号が必要です。

会員証兼保険証券

または

会員証兼保険契約更新証

受付時間

9:00～17:30（土・日・祝日および年末年始除く）

ケガをされた場合の  
保険金の請求・受付24時間  
いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ

検索

保険金請求・受付専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-611-616

受付内容

- ケガのご連絡
- ケガによる保険金の請求  
(死亡・後遺障害・入院・通院・往診)

安全衛生設備等設置、  
健康診断受診等の  
補助金の申請

各種補助金申請専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-512-511

お手続き番号	受付内容
1	職場の環境改善のための各種補助金 (安全衛生設備等設置等)
2	人間ドック・定期健康診断補助金 ホームヘルパー等資格取得補助金



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入申込(未加入従業員の追加加入)</li> <li>●保険契約者(会員)の変更</li> </ul>	通話料 無料 <b>0120-311-816</b> ☆最寄りの支局につながります。
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約更新や会員証に関する照会</li> <li>●加入者の減員、退会(解約)</li> </ul>	通話料 無料 <b>0120-745-108</b>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記以外の変更(事業所所在地などの変更)</li> <li>●会費支払(口座振替)に関する照会</li> </ul>	通話料 無料 <b>0120-840-849</b>

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL.03-5362-2323 (受付時間9:00～17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

一般財団法人あんしん財団

本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/>